

資料編

令和 6 年 3 月

資料編目次

資料1 防災会議関連資料.....	資- 1
資料1-1 蕨市防災会議条例.....	資- 1
資料1-2 蕨市防災会議条例施行規則.....	資- 3
資料1-3 蕨市防災会議会長職務代理者の指名について.....	資- 5
資料1-4 蕨市防災会議の権限に属する事項中会長が専決処理できる事項.....	資- 6
資料1-5 蕨市防災会議の傍聴にかかる取り決め.....	資- 7
資料2 災害対策本部等関連資料.....	資- 8
資料2-1 蕨市災害対策本部条例.....	資- 8
資料2-2 蕨市災害対策本部条例施行規則.....	資- 9
資料2-3 蕨市災害対策本部を設置する基準.....	資-10
資料3 相互応援体制関連資料.....	資-11
資料4 避難・輸送関連資料.....	資-15
資料4-1 指定緊急避難場所、指定避難所.....	資-15
資料4-2 福祉避難所一覧.....	資-16
資料4-3 緊急輸送道路一覧.....	資-17
資料5 非常用物資関連資料.....	資-18
資料5-1 非常用物資備蓄一覧.....	資-18
資料5-2 飲料水の備蓄施設等一覧.....	資-19
資料6 応急危険度判定関連資料.....	資-21
資料6-1 蕨市被災建築物応急危険度判定要綱.....	資-21
資料6-2 応急危険度判定ステッカー.....	資-23
資料7 その他.....	資-24
資料7-1 市防災行政無線局一覧.....	資-24
資料7-2 消防水利施設、消防団等一覧.....	資-26
資料7-3 要配慮者利用施設等一覧.....	資-27
資料7-4 県内の救急医療機関一覧.....	資-31
資料7-5 蕨市指定文化財一覧.....	資-33
資料7-6 危険物取扱等事業所一覧.....	資-35
資料7-7 蕨市受援計画.....	資-36
用語集.....	資-47

資料 1 防災会議関連資料

資料 1-1 蕨市防災会議条例

昭和 39 年 7 月 21 日
条例第 29 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、蕨市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 蕨市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(組織)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 市議会議員 2 人
 - (2) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者 2 人以内
 - (3) 埼玉県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者 4 人以内
 - (4) 警察署長
 - (5) 医師会及び獣医師会の代表者 2 人
 - (6) 市長がその部内の職員のうちから指名する者 13 人以内
 - (7) 教育長
 - (8) 消防長
 - (9) 消防団長
 - (10) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者 7 人以内
 - (11) 地域住民組織の代表者 3 人以内
- 6 前項第 2 号、第 3 号、第 6 号、第 10 号及び第 11 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員は、前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

(議事等)

第 4 条 前 3 条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 39 年 10 月 10 日条例第 45 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 54 年 6 月 1 日条例第 24 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 63 年 9 月 21 日条例第 30 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 3 年 6 月 18 日条例第 31 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 28 日条例第 20 号）

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 6 月 27 日条例第 21 号）

この条例は、平成 15 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 21 日条例第 4 号）

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

資料 1-2 蕨市防災会議条例施行規則

昭和 39 年 10 月 27 日
防災会議会長訓令第 1 号

(目的)

第 1 条 この規則は、蕨市防災会議条例（昭和 39 年蕨市条例第 29 号）第 4 条の規定に基づき、蕨市防災会議（以下「防災会議」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(会議)

第 2 条 防災会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 防災会議の議事は、出席委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 防災会議を招集するときは、会議の日時、場所及び議題を定め、委員に通知しなければならない。

(異動、報告等)

第 3 条 委員に異動があった場合、後任者は直ちにその役職、氏名及び異動年月日を会長に報告しなければならない。

(会長の専決処分)

第 4 条 防災会議の権限に属する事項で、その議決により特に指定した事項は、会長において処理することができる。

2 前項の規定により処理したときは、会長は次の防災会議において、これを報告しなければならない。

(会議録)

第 5 条 会長は、会議録を作成し、次に掲げる事項を記録しておかなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 会議に付した案件及び審議の経過
- (4) 議決した事項
- (5) その他の事項

(所掌事務)

第 6 条 防災会議の事務は、市民生活部安全安心課が行う。

2 前項に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 防災会議に提出する議案の作成に関すること。
- (2) 災害時における情報の収集に関すること。
- (3) 防災計画作成のための資料の収集に関すること。
- (4) 災害に関係ある各部及び関係機関相互の連絡調整に関すること。
- (5) その他会長が命ずる事項

(委任)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、昭和 39 年 10 月 27 日から施行する。

附 則（昭和 45 年 10 月 1 日防災会長訓令第 1 号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 48 年 3 月 31 日防災会長訓令第 1 号）
この規則は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 57 年 4 月 8 日防災会長訓令第 1 号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 57 年 7 月 2 日防災会長訓令第 2 号）
この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 60 年 4 月 30 日防災会長訓令第 1 号）
この訓令は、昭和 60 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年 4 月 30 日防災会長訓令第 1 号）
この訓令は、平成 8 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年 3 月 30 日防災会長訓令第 1 号）
この訓令は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 30 日防災会長訓令第 1 号）
この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 9 月 15 日防災会長訓令第 1 号）
この規則は、令和 5 年 10 月 2 日から施行する。

資料 1-3 蕨市防災会議会長職務代理者の指名について

昭和 39 年 10 月 27 日
防災会議会長訓令第 2 号

蕨市防災会議条例（昭和 39 年蕨市条例第 29 号）第 3 条第 4 項の規定に基づき、会長の職務代理者を次のとおり指名する。

記

蕨市副市長の職にある者

資料 1-4 蕨市防災会議の権限に属する事項中会長が専決処理できる 事項

昭和 39 年 10 月 27 日
防災会議可決

蕨市防災会議条例施行規則（昭和 39 年蕨市防災会議会長訓令第 1 号）第 4 条第 1 項の規定により次の事項は会長が専決処理することができる。

- 1 蕨市の地域に災害が発生した場合、当該災害に関する情報収集
- 2 蕨市の地域に災害が発生した場合における当該災害に係る災害応急対策及び災害復旧に関する関係機関相互間の連絡調整を図ること。
- 3 その他緊急措置を必要とする事項

資料1-5 蕨市防災会議の傍聴にかかる取り決め

平成25年5月28日

蕨市防災会議会長

(目的)

1 蕨市防災会議(以下「会議」という。)の傍聴に関し、必要な事項を定める。

(傍聴者の定員)

2 会議を傍聴する者(以下「傍聴者」という。)の定員は10名とする。ただし、会議の会長(以下「会長」という。)が特に必要であると認める場合はこの限りでない。

(傍聴の手続き)

3 傍聴者は会議の前日までに住所、氏名、電話番号を記入した傍聴申込書を会長に提出しなければならない。

会長は傍聴者に対し、傍聴申込書の先着順により傍聴券を交付する。ただし、同時期に傍聴申込書の提出があるなどし、傍聴者の定員を超えるときは、抽選により決定する。

(傍聴の制限)

4 会長は、会議を公正かつ円滑に行うため、会議を妨害するおそれがある者の傍聴を制限することができる。

(傍聴者の遵守事項)

5 傍聴者は、傍聴席において静穏に傍聴するものとし、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害になるような行為をしてはならない。

(傍聴者の撮影、録音等)

6 傍聴者は、撮影、録音等をしてはならない。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りではない。

(傍聴人の退場)

7 傍聴者は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(会議資料の閲覧)

8 会長は、会議中、傍聴者に対し会議資料(非公開情報を除く。)を閲覧させるよう努めるものとする。

(委任)

9 その他傍聴について必要な事項は、会長が会議に諮り定める。

資料2 災害対策本部等関連資料

資料2-1 蕨市災害対策本部条例

昭和39年7月21日
条例第30号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、蕨市災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

(部)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年6月21日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料2-2 蕨市災害対策本部条例施行規則

昭和39年10月27日
災害対策本部長訓令第1号

(目的)

第1条 この規則は、蕨市災害対策本部条例（昭和39年蕨市条例第30号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、蕨市災害対策本部（以下「本部」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(災害対策副本部長)

第2条 蕨市災害対策副本部長は、副市長の職にあるものをもって充てる。

(対策本部長付)

第3条 本部に災害対策本部長付を置き、教育長をもって充てる。

2 災害対策本部長付は、災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長及び災害対策副本部長ともに事故あるときは、災害対策本部長の職務を代理する。

(本部員会議)

第4条 本部に、災害予防及び災害応急対策の実施について協議するため、本部員会議を置く。

2 本部員会議は、災害対策本部長、災害対策副本部長、災害対策本部長付及び災害対策本部員をもって構成する。

3 本部員会議は、必要の都度災害対策本部長が招集し、会議の議長は、災害対策本部長が当てる。

(部)

第5条 部の組織並びに条例第3条第2項及び第3項の規定による部に属すべき災害対策本部員、部長となるべき災害対策本部員は、蕨市地域防災計画による。

(本部付)

第6条 災害対策本部長は、災害対策本部の活動に万全を期するため、官公庁その他民間諸団体及び法人の長又は職員で必要と認めるものを本部付として委嘱することができる。

附 則

この規則は、昭和39年10月27日から施行する。

附 則（平成4年3月11日規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第36号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

資料2-3 蕨市災害対策本部を設置する基準

昭和39年10月27日

訓令第1号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項の規定に基づき、市長が災害対策本部を設置する基準は、次の各号に該当する災害で防災の推進を図るため必要があると認めたときとする。

- 1 市内の広範囲な区域に災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で市長が認めたとき。
- 2 前号のほか著しく激甚である災害応急対策等を特に必要とする場合

資料3 相互応援体制関連資料

No.	名 称	締 結 先	締 結 年月日	内 容
1	災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定	埼玉県警察本部	昭和38年 5月25日	警察通信設備（公衆電気通信設備）の優先利用、有線電気通信設備若しくは無線設備の使用
2	日本水道協会埼玉県支部南部地区災害相互援助に関する覚書	川口市水道部、上尾市水道部、朝霞市水道部、桶川・北本水道企業団、埼玉県企業局、埼玉県南水道企業団、志木市水道部、戸田市水道部、新座市水道部、和光市水道部	昭和52年 10月20日	役務の提供、物資の調達、職員の派遣、相互援助
3	埼玉県防災ヘリコプター応援協定	埼玉県	平成3年 3月29日	災害時における防災ヘリコプターの応援
4	避難場所の相互利用に関する協定	川口市、草加市、戸田市	平成4年 9月1日	避難場所の相互利用
5	災害時における救援物資の供給協力に関する協定	富士パン粉工業株式会社	平成7年 3月1日	物資の提供
6	災害時における相互応援に関する協定	片品村（群馬県）	平成8年 10月14日	食料・物資等の提供、職員の派遣、被災者の一時受け入れ
7	災害時における相互応援及び平素における防災基盤整備に関する協定	足立区、川口市、草加市、戸田市	平成8年 11月15日	避難所等の相互利用、応援物資等の供給、人的応援
8	災害時の相互応援に関する覚書	川口市、鴻巣市、上尾市、戸田市、桶川市、北本市、さいたま市、伊奈町	平成13年 8月1日	食料、生活必需品の供給及び、資機材の提供、職員の派遣、救急救助活動支援
9	災害時における応援支援に関する協定	株式会社オプトエレクトロニクス	平成20年 3月24日	避難場所及び物資の保管
10	災害時における応援支援に関する協定	蕨清掃組合	平成20年 4月22日	災害廃棄物、し尿等の収集の応援支援
11	災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定	埼玉県清掃行政研究協議会	平成20年 7月15日	災害廃棄物等の処理に必要な資機材等の提供、保管する仮置場の提供
12	災害時における応急対策活動に関する協定	蕨建設業協同組合	平成20年 8月4日	災害時における建築物、その他の工作物等の崩壊、倒壊及び損壊等に伴う応急復旧工事、資機材の提供及び応急作業

No.	名 称	締 結 先	締 結 年月日	内 容
13	災害時における応急医薬品供給等の協力に関する協定	蕨市薬剤師会	平成20年 8月28日	医薬品等の供給、調剤、服薬指導及び医薬品管理その他の医療救護活動
14	災害時における電気設備等の復旧に関する協定	埼玉県電気工事工業組合	平成20年 11月5日	災害時における公共施設等の電気設備等の復旧活動、市内における電気に係る事故防止活動
15	災害時における医療救護活動に関する協定	蕨戸田市医師会	平成21年 1月22日	傷病者に対する応急処置、トリアージ、後方医療施設への搬送の要否及び搬送順位の決定等の医療救護活動
16	災害時における動物救護活動に関する協定	埼玉県獣医師会南支部	平成21年 2月26日	災害時における動物の保護等、市の動物救護活動、動物飼育者への支援・指導等
17	災害時における緊急設備支援に関する協定	株式会社セレスポ	平成21年 3月10日	避難所開設に必要なテント等資材の支援
18	防災行政無線の活用に関する協定	東京電力株式会社さいたま支社	平成21年 3月27日	電力供給に係わる大規模事故、広範囲にわたる停電、電力需要の急増による節電の広報活動のための防災行政無線の活用
19	災害時における情報提供に関する協定	東京電力株式会社さいたま支社	平成21年 3月27日	災害時における被害状況の情報提供
20	災害時における防災拠点校の使用に関する覚書	埼玉県立蕨高校	平成23年 3月31日	災害時の避難施設の管理・運営、備蓄品の使用等
21	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局	平成23年 6月13日	災害時等における情報交換、情報連絡員の派遣
22	災害時における相互応援に関する協定	湖西市（静岡県）	平成24年 8月30日	食料・物資等の提供、職員の派遣、被災者の一時受け入れ
23	災害時における人員、物資等の輸送に関する協定	一般社団法人埼玉県トラック協会戸田・蕨支部	平成24年 11月21日	災害時における人員、物資等の輸送
24	災害時における一時避難場所の提供及び物資の運搬等に関する協定	生活協同組合パルシステム埼玉	平成25年 5月10日	災害時における一時避難場所の提供、物資の運搬
25	災害時における飲料水等の供給に関する協定	株式会社伊藤園	平成25年 8月22日	災害時における飲料水等の供給
26	地震災害時における帰宅困難者対応に関する協定	東日本旅客鉄道株式会社大宮支社	平成25年 9月6日	地震災害時における、一時滞在場所等の開設や案内、トイレや公衆電話の提供、災害情報の提供等
27	災害時における家屋被害認定調査に関する協定	埼玉土地家屋調査士会	平成25年 11月6日	災害時における市職員と連携した家屋の被害認定調査、市が発行する罹災証明書の相談窓口

No.	名 称	締 結 先	締 結 年月日	内 容
28	災害時における相互応援に関する協定	大田原市（栃木県）	平成 25 年 12 月 25 日	食料・物資等の提供、職員の派遣、被災者の一時受け入れ
29	埼玉県・市町村被災者安心支援に関する基本協定	埼玉県及び県内全市町村	平成 26 年 3 月 31 日	被災者への生活再建支援金・家賃給付金の支給、県・県内市町村間での人的相互応援
30	災害時における発電機用燃料の優先供給に関する協定	有限会社渡辺商事	平成 26 年 5 月 28 日	蕨市水道事業への災害時における発電機用燃料の優先供給
31	災害情報等の緊急放送に関する協定	蕨ケーブルビジョン株式会社	平成 27 年 8 月 28 日	蕨ケーブルビジョン(株)のウインクチャンネルで、市内の防災情報（防災行政無線の放送内容、避難情報、避難所情報）を配信
32	災害時における下水道施設の復旧支援協力に関する協定	公益社団法人日本下水道管路管理業協会	平成 28 年 3 月 23 日	地震等の大規模災害時における下水道施設の緊急措置、応急復旧などの支援
33	災害時における被災者等相談の実施に関する協定	埼玉司法書士会	平成 28 年 4 月 12 日	被災者相談（相続、不動産登記、商業・法人登記など）窓口の支援
34	震災時等における下水道施設復旧工事の協力に関する協定	蕨市管工事指定店組合	平成 28 年 7 月 22 日	地震等で被災した下水道施設に対する復旧工事等への協力
35	災害時における歯科医療救護活動に関する協定	一般社団法人蕨戸田歯科医師会	平成 29 年 7 月 18 日	被災者への歯科医療の提供、口腔ケア活動等の協力
36	災害時における埼玉県内の下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定	公益社団法人日本下水道管路管理業協会	平成 29 年 9 月 20 日	災害時における下水道施設の応急復旧などの広域的な支援
37	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	株式会社ゼンリン	平成 30 年 2 月 21 日	災害発生時の地図製品等の供給、平時からの地図製品等の貸与
38	災害時における石油燃料の優先供給に関する協定	株式会社イハシエエネルギー、株式会社千歳商会、ヤマヒロ株式会社、マルネン株式会社	平成 30 年 3 月 16 日 他	災害発生時における石油燃料の優先供給
39	災害発生時における蕨市と蕨市内郵便局の協力に関する協定	蕨市内郵便局	平成 31 年 1 月 9 日	車両、避難場所等の提供、郵便局ネットワークを活用した広報活動、郵便・為替貯金・簡易保険に係る迅速な災害非常事務取扱及び援護対策、臨時郵便差出箱設置
40	災害に係る情報発信に関する協定	ヤフー株式会社	令和 2 年 3 月 24 日	災害時における必要な情報の迅速な提供
41	災害時における LP ガスの提供等に関する協定	埼玉県 LP ガス協会 川口支部	令和 2 年 4 月 1 日	災害時における避難所への LP ガスやガス器具の供給及び炊き出しの支援
42	災害時における物資供給に関する協定	株式会社イトヨーカ堂	令和 2 年 6 月 1 日	災害時における物資供給（食料・生活必需品等）

No.	名 称	締 結 先	締 結 年月日	内 容
43	大規模災害時における電力復旧等に関する協定	東京電力パワーグリッド株式会社埼玉総支社	令和2年 9月1日	災害時等における早期の電力復旧活動への相互協力
44	災害時における防災活動協力に関する協定	株式会社ビバホーム	令和3年 6月7日	災害時における一時避難場所及び物資の提供等
45	災害時における被災者支援に関する協定	埼玉県行政書士会	令和3年 12月28日	災害時における被災者支援のために行政書士が関与できる業務相談
46	災害時における被害調査の支援に関する協定	富士測地株式会社	令和4年 8月22日	災害時における被害調査の支援
47	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	株式会社アクティオ	令和5年 3月15日	災害時におけるレンタル機材の提供
48	原子力災害時における焼津市民の県外広域避難に関する協定	静岡県焼津市	令和5年 3月24日	原子力災害時における焼津市民の広域避難の受け入れ
49	災害時における物資供給等の協力に関する協定	株式会社セキ薬品	令和5年 3月29日	災害時における物資供給（食料・生活必需品等）
50	水道施設災害等発生時における応援協定	株式会社両毛ビジネスサポート	令和5年 4月1日	災害時等における応急給水活動等への人的支援
51	震災時等における緊急給水及び復旧工事の協力に関する協定	蕨市管工事指定店組合	令和5年 4月1日	災害時における緊急給水及び復旧工事への協力

資料4 避難・輸送関連資料

資料4-1 指定緊急避難場所、指定避難所

	施設名	所在地	電話番号	指定緊急避難場所		指定避難所
				地震	水害	
1	錦町スポーツ広場	錦町 2-6	—	○	—	—
2	富士見公園	錦町 2-12	048-441-2490	○	—	—
	富士見第2公園	錦町 2-11	—	○	—	—
3	錦町コミュニティ・センター					
	西公民館	錦町 3-3-41	048-442-4054	○	2階以上○	○
	松原会館	錦町 3-3-41	048-443-6542	○	—	○
4	第二中学校	錦町 3-9-38	048-443-2670	○	2階以上○	○
5	西小学校	錦町 5-11-30	048-442-2642	○	2階以上○	○
6	北町コミュニティ・センター					
	北町公民館	北町 1-27-15	048-432-2225	○	2階以上○	○
	市民体育館	北町 1-27-15	048-432-2611	○	2階以上○	○
	北町公園	北町 1-27-15	—	○	—	—
7	北小学校	北町 2-11-6	048-432-2044	○	2階以上○	○
8	三学院	北町 3-2	048-443-1515	○	—	—
9	蕨高等学校	北町 5-3-8	048-443-2473	○	2階以上○	○
10	旭町公民館	中央 1-23-8	048-432-4053	○	—	—
	文化ホールくるる	中央 1-23-8	048-446-8311	○	2階以上○	○
11	中央公園	中央 3-9	—	○	—	—
12	福祉・児童センター	中央 4-9-22	048-431-7300	○	2階以上○	○
	中の宮公園	中央 4-9-22	—	○	—	—
13	中央コミュニティ・センター					
	中央公民館	中央 4-21-29	048-432-2530	○	2階以上○	○
	市民会館	中央 4-21-29	048-445-7660	○	2階以上○	○
	城址公園	中央 4-21-29	—	○	—	—
14	和楽備神社	中央 4-20-9	048-431-2549	○	—	—
15	ふるさと土橋公園	中央 6-5	—	○	—	—
16	中央小学校	中央 6-8-25	048-442-2672	○	2階以上○	○
17	中央東小学校	中央 7-18-7	048-443-3102	○	2階以上○	○
18	下蕨公民館	中央 7-41-1	048-441-1560	○	2階以上○	○
	下蕨公園	中央 7-41-1	—	○	—	—
19	南小学校	南町 1-36-6	048-442-2514	○	3階以上○	○
20	大荒田交通公園	南町 2-3	048-433-4750	○	—	—
21	南町コミュニティ・センター					
	南公民館	南町 2-23-19	048-442-4055	○	3階以上○	○
	三和公園	南町 2-23-19	—	○	—	—
22	第一中学校	南町 3-1-29	048-442-2533	○	3階以上○	○
23	東小学校	塚越 3-10-36	048-442-2154	○	3階以上○	○
24	塚越コミュニティ・センター					
	東公民館	塚越 3-19-13	048-442-4052	○	2階以上○	○
	塚越公園	塚越 3-19	—	○	—	—
	けやき荘	塚越 5-6-10	048-441-0705	○	—	—
25	蕨市民公園	塚越 5-1	048-444-3658	○	—	—
26	塚越小学校	塚越 5-7-20	048-442-2218	○	3階以上○	○
27	武南学園	塚越 5-10-21	048-441-6948	○	—	—
28	東中学校	塚越 6-7-34	048-442-5370	○	3階以上○	○

資料4-2 福祉避難所一覧

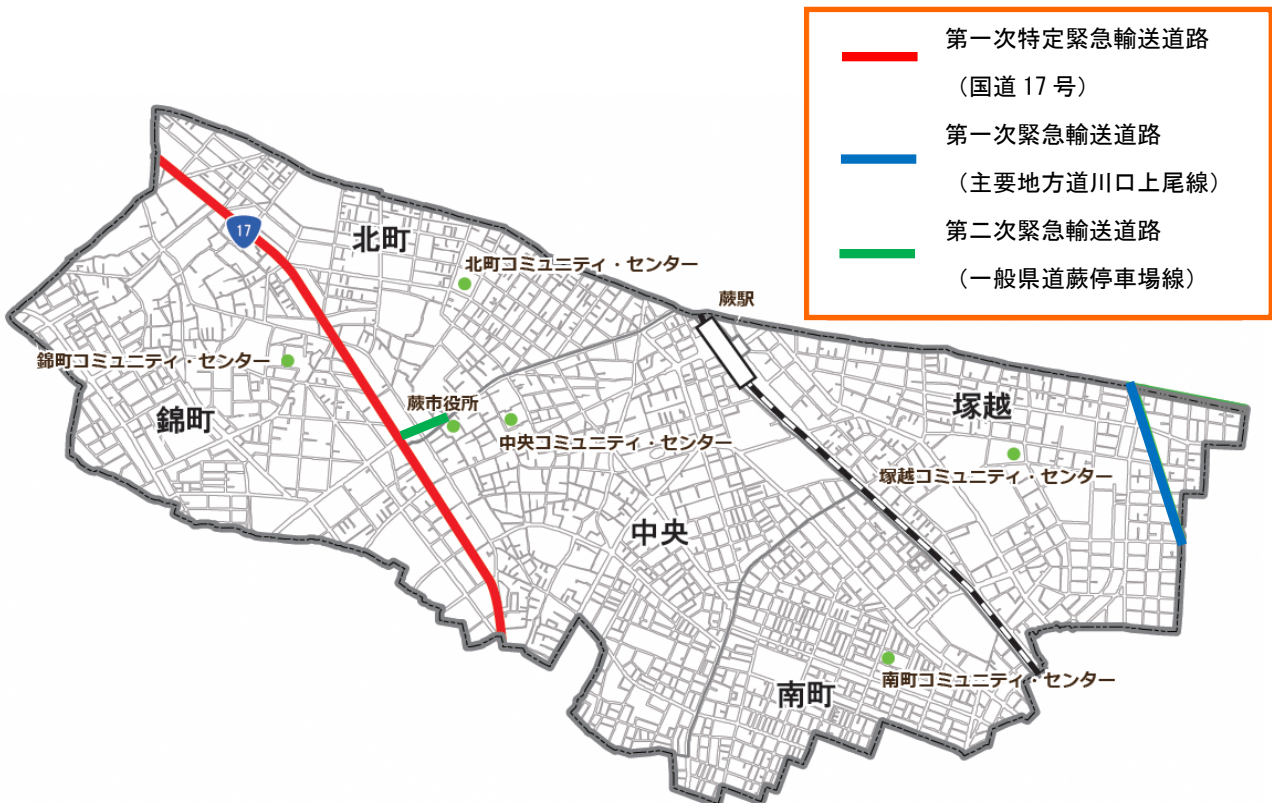
	施 設	所 在 地	電話番号
1	総合社会福祉センター	錦町 3-3-27	048-432-6760
2	特別養護老人ホーム蕨サンクチュアリ	北町 5-12-5	048-441-9598
3	特別養護老人ホーム第2 蕨サンクチュアリ	北町 5-13-20	048-441-3153
4	介護老人保健施設グリーンビレッジ蕨	北町 5-13-6	048-443-5001
5	下蕨公民館	中央 7-41-1	048-441-1560
6	交流プラザさくら	南町 2-21-2	048-432-7271
7	塚越ディサービスセンターないとう	塚越 7-24-14	048-434-6540

資料4-3 緊急輸送道路一覧

(1) 緊急輸送道路の指定状況

種類	指定道路名
第一次特定緊急輸送道路	国道17号
第一次緊急輸送道路	主要地方道川口・上尾線
第二次緊急輸送道路	一般県道蕨停車場線

(2) 緊急輸送道路位置図



資料5 非常用物資関連資料

資料5-1 非常用物資備蓄一覧

令和5年12月1日現在

品名		目標量	備蓄量
食 料 品	主食	(計)72,500食	(計)73,240食
	クラッカー等	21,000食	21,740食
	アルファ米	21,900食	21,900食
	レトルトパウチ食品	20,600食	20,600食
	サバイバルフーズ	9,000食	9,000食
	飲料水	57,000本	57,000本
	粉ミルク	67缶	72缶
	液体ミルク	216缶	216缶
	アレルギー対応粉ミルク	48缶	48缶
	避 難 所 用 備 品	カセットコンロ	110台
カセットボンベ		4,000本	4,014本
毛布		13,500枚	14,640枚
バリアフリートイレ		50台	50台
ろ水機		10台	10台
ブルーシート		5,000枚	5,290枚
テント		57張	56張
発電機		80機	82機
投光器セット		100機	93機
コードリール		80本	87本
ガソリン缶		760缶	784缶
ガソリントank		30個	30個
給水袋		13,000袋	9,830袋
カマドセット		26台	19台
室内用テント		1,700個	1,079個
テント型集合トイレ		10台	4台
非接触型温度計		50機	50機

品名		目標量	備蓄量
日 用 品	生理用品	600パック	3,288パック
	オムツ(大人用)	500パック	1,168パック
	オムツ(乳幼児用)	300パック	3,003パック
	トイレットペーパー	40,000ロール	47,280ロール
	トイレ処理セット	62,000個	65,200個
	簡易トイレ	4,050個	6,568個
	簡易トイレテント	173張	154張
	哺乳瓶	300本	2,310本
	手指消毒薬(4ℓ)	80本	100本
	サージカルマスク	50,000枚	60,000枚
資 器 材 等	リヤカー	26台	13台
	担架	52台	40台
	チェーンソー	10台	8台
	ジャッキ	20台	20台
	救急箱	10箱	13箱
	包帯	1,300巻	1,800巻
	スコップ	20本	35本
	金テコ	20本	18本
	ノコギリ	20本	25本
	雨ガッパ	200着	235着
	ヘルメット	200個	208個
	ヘッドランプ	200個	235個
	拡声器	70個	66個

※備蓄品のうち、主なものを掲載。

資料5-2 飲料水の備蓄施設等一覧

(1)保有水道水量 (令和5年10月現在)

水源	1日最大取水量
地下水取水量	18,800 m ³
1号取水井	(1,870 m ³)
2号取水井	(1,870 m ³)
3号取水井	(2,398 m ³)
4号取水井	(2,398 m ³)
5号取水井	(2,014 m ³)
6号取水井	(2,254 m ³)
7号取水井	(2,110 m ³)
8号取水井	(1,655 m ³)
9号取水井	(2,231 m ³)
埼玉県供給水道水量	19,000 m ³
合計	37,800 m ³

※ () は1日最大取水能力

(令和5年10月現在)

浄水場	配水池	容量
中央 浄水場	PC配水池※	4,560 m ³
	吸水井	325 m ³
	NO.3配水池	1,650 m ³
	NO.4配水池	1,650 m ³
塚越 浄水場	NO.1配水池※	1,830 m ³
	NO.2配水池※	7,100 m ³
	NO.3配水池※	1,830 m ³
合計		18,945 m ³

※は最新の耐震基準を満たす配水池

(2)耐震性貯水槽の容量

地区	設置場所	容量
錦町地区	錦町スポーツ広場内	100 m ³
北町地区	市立病院駐車場内	100 m ³
中央地区	中央東小学校内	100 m ³
南町地区	三和公園内	100 m ³
塚越地区	蕨市民公園内	100 m ³
合計		500 m ³

(3) 応急給水所一覧

番号	地区	施設区分	名称
1	北町	耐震性貯水槽	保健センター
2		指定緊急避難場所	北町コミュニティ・センター
3			北小学校
4			県立蕨高等学校
5	塚越	浄水場	塚越浄水場
6		耐震性貯水槽	蕨市民公園
7		指定緊急避難場所	東中学校
8			塚越コミュニティ・センター
9			塚越小学校
10			東小学校
11	南町	耐震性貯水槽	三和公園
12		指定緊急避難場所	下蕨公民館
13			南小学校
14			南町コミュニティ・センター
15			第一中学校
16	中央	浄水場	中央浄水場
17		耐震性貯水槽	中央東小学校
18		指定緊急避難場所	旭町公民館・文化ホールくるる
19			福祉・児童センター
20			中央コミュニティ・センター
21			中央小学校
22			中央東小学校
23	錦町	耐震性貯水槽	錦町スポーツ広場
24		指定緊急避難場所	錦町コミュニティ・センター
25			第二中学校
26			西小学校

資料6 応急危険度判定関連資料

資料6-1 蕨市被災建築物応急危険度判定要綱

平成17年5月25日

要綱第40号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震により多くの建築物が被災した場合において、余震等による建築物の倒壊及び部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、市民の安全の確保を図るために実施する被災建築物応急危険度判定に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 被災建築物応急危険度判定 地震により被災した建築物の余震等による倒壊及び部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、市民の安全の確保を図るため、建築物の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険度の判定、表示等を行うことをいう。
- (2) 被災建築物応急危険度判定実施本部 市長が応急危険度判定士による被災建築物応急危険度判定の実施を決定した際に、判定業務を総括する本部（以下「判定実施本部」という。）をいう。
- (3) 応急危険度判定士 被災建築物応急危険度判定（以下「判定」という。）業務に従事する者として、埼玉県被災建築物応急危険度判定士認定要綱に基づき埼玉県知事の認定を受けた者又は埼玉県以外の都道府県の認定を受けた者若しくは埼玉県以外の都道府県の知事が定める者をいう。
- (4) 応急危険度判定コーディネーター 判定の実施に当たり、判定実施本部と応急危険度判定士の連絡、調整等に従事する行政職員及び判定業務に精通した建築関連団体等に属する者をいう。

(判定の実施)

第3条 市長は、地震により相当数の建築物が被災し、余震等により二次災害の発生のおそれがあると判断したときは、直ちに判定の実施を決定し、判定実施本部の設置その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、地震災害に備え、判定実施本部の体制について、あらかじめ整備しておくものとする。

(判定計画)

第4条 市長は、判定の対象となる建築物の範囲、応急危険度判定士、応急危険度判定コーディネーター及びその他の判定業務従事者（以下「応急危険度判定士等」という。）の人員等を定めた計画を策定するものとする。

2 前項の計画には、あらかじめ地震の規模、被災建築物等を推定し、判定を行うべき施設、区域及び判定対象の建築物の決定等の基準を整備しておくものとする。

(判定の実施に関する埼玉県との連絡調整等)

第5条 市長は、判定実施本部の設置を決定したときは、埼玉県知事に速やかに連絡するものとする。

2 市長は、判定実施の決定に伴い、被災建築物棟数及び応急危険度判定士等の動員計画から、短期に判定を終了することが困難と思われるときは、埼玉県知事に対して判定に関する支援を要請することができる。

3 判定実施本部の長は、埼玉県判定支援本部の長に対し現地の被災状況を随時報告するとともに、支援の内容、支援開始時期等について協議及び調整を行うものとする。

(判定体制の周知)

第6条 市長は、判定体制の充実のため、埼玉県、彩の国既存建築物地震対策協議会と協力して広報等を行い、判定活動の周知に努めるものとする。

(判定の実施体制)

第7条 市長は、応急危険度判定士等を招集するための連絡網を作成し、判定実施時における応急危険度判定士等の速やかな確保に努めるものとする。

(応急危険度判定コーディネーターの任命及び養成)

第8条 市長は、判定実施本部と応急危険度判定士等との連絡、調整及び応急危険度判定士等に対しガイダンス等を行うため、行政職員及び応急危険度判定士のうちから必要な者を応急危険度判定コーディネーターに任命することができる。

(判定の方法及び判定結果の表示)

第9条 判定は、全国被災建築物応急危険度判定協議会で定める判定調査表に基づき実施するものとする。

2 判定を行った被災建築物については、判定結果に基づき、当該建築物の見やすい場所に次の各号のいずれかの表示を行うものとする。

- (1) 危険
- (2) 要注意
- (3) 調査済

(応急危険度判定士等の判定区域までの移動方法及び宿泊場所の確保等)

第10条 市長は、応急危険度判定士等の判定区域までの移動について、判定の実施の決定後速やかに被災状況等を検討し、移動方法を手配するものとする。

2 市長は、必要に応じて応急危険度判定士等の食料の準備及び宿泊場所の確保等を行うものとする。

(判定用資機材の調達)

第11条 市長は、埼玉県と連携を図り、判定活動に必要な判定用資機材の調達及び備蓄を行うものとする。

(判定活動等における補償)

第12条 市長は、判定活動に民間の応急危険度判定士等を従事させる場合は、全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領に基づく補償制度を適用するものとする。

(他の自治体に対する支援)

第13条 市長は、埼玉県知事から他の自治体に対する支援要請があった場合には、応急危険度判定士等の派遣、判定用資機材の提供、応急危険度判定士等の派遣に伴う交通、宿泊等の手段の確保等に関し、埼玉県との間で必要な連絡及び調整を行い、支障のない限り必要な支援を行うものとする。

(その他必要な措置)

第14条 市長は、判定の円滑な実施を図るため、必要な財政上の措置、組織体制上の措置その他必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年6月1日から施行する。

資料6-2 応急危険度判定ステッカー

[背景：緑色]

応急危険度判定結果				
調査済				
INSPECTED				
◆この建築物の被災程度は小さいと考えられます				
◆建築物は使用可能です				
建築物名称				
注記：				
整理番号				
判定日時	月	日	午前・午後	時現在
<input type="text"/>			災害対策本部	電話 -

[背景：黄色]

応急危険度判定結果				
要注意				
LIMITED ENTRY				
◆この建築物に立ち入る場合は十分注意して下さい				
◆応急的に補強する場合には専門家にご相談下さい				
建築物名称				
注記：				
整理番号				
判定日時	月	日	午前・午後	時現在
<input type="text"/>			災害対策本部	電話 -

[背景：赤色]

応急危険度判定結果				
危険				
UNSAFE				
◆この建築物に立ち入ることは危険です				
◆立ち入る場合は専門家に相談し、応急措置を行った後にして下さい				
建築物名称				
注記：				
整理番号				
判定日時	月	日	午前・午後	時現在
<input type="text"/>			災害対策本部	電話 -

資料7 その他

資料7-1 市防災行政無線局一覧

(1)固定系無線（同報無線）

(令和5年10月現在)

種別		設置場所		備考
親局		蕨市役所	中央 5-14-15	
通信所		蕨市消防本部	錦町 5-1-22	
子局	No.1	錦町1丁目	錦町 1-4	ちびっこ広場No.23
	No.2	錦町2丁目	錦町 2-6	蕨工業団地
	No.3	錦町コミュニティ・センター	錦町 3-3-41	
	No.4	第二中学校	錦町 3-9-38	
	No.5	錦町4丁目	錦町 4-5-1	大日本印刷蕨工場
	No.6	蕨市消防本部	錦町 5-1-22	
	No.7	西小学校	錦町 5-11-30	
	No.8	わらび公園	北町 1-17	
	No.9	北小学校	北町 2-11-6	
	No.10	北町4丁目	北町 4-1-5	わらび住宅
	No.11	県立蕨高等学校	北町 5-3-8	
	No.12	北町5丁目	北町 5-13-23	生活環境係事務所
	No.13	蕨駅前西口連絡所	中央 1-30-2	
	No.14	中央2丁目	中央 2-5-18	蕨パークホームズ
	No.15	野鳥公園	中央 2-30	
	No.16	中央3丁目	中央 3-19-20	ライオンズプラザ蕨シティ
	No.17	福祉・児童センター	中央 4-9-22	
	No.18	市民会館	中央 4-21-29	
	No.19	ふるさと土橋公園	中央 6-5	
	No.20	中央小学校	中央 6-8-25	
	No.21	中央東小学校	中央 7-18-7	
	No.22	下蕨公園	中央 7-41	
	No.23	図書館	南町 1-12-1	
	No.24	南小学校	南町 1-36-6	
	No.25	大荒田交通公園	南町 2-3	
	No.26	南町コミュニティ・センター	南町 2-23-19	
	No.27	南丁張公園	南町 3-23	
	No.28	末広公園	塚越 1-10	
	No.29	塚越2丁目	塚越 2-2-6	天仁ビル
	No.30	東小学校	塚越 3-10-36	
	No.31	消防署塚越分署	塚越 4-1-6	
	No.32	塚越小学校	塚越 5-7-20	
	No.33	6号取水井	塚越 5-37	
	No.34	丁張稻荷公園	塚越 5-38	
	No.35	東中学校	塚越 6-7-34	
	No.36	塚越6丁目町会会館	塚越 6-19-14	

(2)デジタルMCA無線

種別	呼出符号	常置場所
指令局兼移動局	わらびMCA 001	蕨市役所
移動局	// 002	//
//	// 003	//
//	// 004	//
//	// 005	消防本部
//	// 006	//
//	// 007	中央公民館
//	// 008	西公民館
//	// 009	南公民館
//	// 010	北町公民館
//	// 011	東公民館
//	// 012	下蕨公民館
//	// 013	旭町公民館
//	// 014	蕨市役所
//	// 015	//
//	// 016	//
//	// 017	//
//	// 018	//
//	// 019	//
//	// 020	//
//	// 021	//
//	// 022	//
//	// 023	//
//	// 024	//

資料 7-2 消防水利施設、消防団等一覧

(1) 消防水利施設（飲料水兼用を含む）の設置状況

(令和 5 年 10 月時点)

種別 区域	公設 消火栓	貯 水 槽								プ ー ル	
		13t	16t	20 t	27t	40t	45t	60t	100t	学校	市民
錦町	144	1	1	3	4	1		1		1	
北町	77			5	3	1				2	
中央	148			4	8	5				1	1
南町	108			14	1		1	1		1	
塚越	126			7	3	3			3	3	
合計	603	1	1	33	19	10	1	2	3	8	1

(2) 消防ポンプ等の配備状況

(令和 5 年 10 月時点)

区 分	数 量	区 分	数 量
消防ポンプ車	2 台	指揮車	1 台
水槽付消防ポンプ車	2 台	指令車	1 台
はしご付消防車	2 台	査察車	1 台
救助工作車	1 台	消防ポンプ車（消防団）	6 台
救急車	4 台	可搬ポンプ積載車（消防団）	1 台

(3) 消防団の設置状況

(令和 5 年 10 月時点)

名称	団員数	設置場所	受持区域
団本部	5	錦町 5-1-22	
第 1 分団	16	塚越 4-1-6	塚越全域
第 2 分団	14	中央 1-16-11	北町 1 丁目全域、中央 1 丁目全域、中央 2 丁目 2 番から 7 番まで、中央 2 丁目 14 番から 17 番まで、中央 3 丁目 2 番から 23 番まで、中央 4 丁目 1 番から 5 番まで、中央 4 丁目 10 番から 23 番まで
第 3 分団	11	中央 5-18-16	錦町 1 丁目全域、錦町 2 丁目 3 番から 5 番まで、北町 2 丁目全域、北町 4 丁目全域、中央 5 丁目全域、中央 6 丁目 7 番から 16 番まで
第 4 分団	12	錦町 3-3-41	錦町 2 丁目 1 番、錦町 2 丁目 2 番、錦町 2 丁目 6 番から 21 番まで、錦町 3 丁目から 6 丁目までの全域、北町 3 丁目全域、北町 5 丁目全域
第 5 分団	14	南町 2-23-19	南町 1 丁目から 3 丁目までの全域
第 6 分団	17	中央 2-23-9	中央 2 丁目 1 番、中央 2 丁目 8 番から 13 番まで、中央 2 丁目 18 番から 41 番まで、中央 3 丁目 24 番から 31 番まで、中央 4 丁目 6 番から 9 番まで、中央 4 丁目 24 番から 26 番まで、中央 6 丁目 1 番から 6 番まで、中央 7 丁目全域、南町 4 丁目全域
合計	89		

資料 7-3 要配慮者利用施設等一覧

小学校

学校名	所在地
東小学校	塚越 3-10-36
西小学校	錦町 5-11-30
南小学校	南町 1-36-6
北小学校	北町 2-11-6
中央小学校	中央 6-8-25
中央東小学校	中央 7-18-7
塚越小学校	塚越 5-7-20

中学校

学校名	所在地
第一中学校	南町 3-1-29
第二中学校	錦町 3-9-38
東中学校	塚越 6-7-34

高等学校

学校名	所在地
県立蕨高等学校	北町 5-3-8
武南高等学校	塚越 5-10-21

私立幼稚園

施設名	所在地
早蕨幼稚園	錦町 3-11-14
明星幼稚園	中央 2-8-27
わらび幼稚園	南町 2-12-2
ひかり幼稚園舎	中央 6-8-17

児童福祉施設

施設名	所在地
さくら保育園	中央 2-13-12
みどり保育園	北町 3-1-27
さつき保育園	錦町 2-7-11
たんぽぽ保育園	塚越 5-6-5
くるみ保育園	南町 2-20-1
けやき保育園	中央 1-23-8
アートチャイルドケア蕨	錦町 1-17-24
けやきの森保育園蕨園	塚越 7-17-3
ニチキッズわらび保育園	北町 1-19-10
メリーポピンス蕨北町ルーム	北町 1-26-4
蕨すこやか保育園	錦町 3-3-5
さくらさくみらい 蕨	中央 1-20-15
蕨ゆたか保育園	中央 3-5-7
蕨錦町ゆたか保育園	錦町 3-8-5
わらび星の子保育園	塚越 1-12-2
ひまわり保育園	塚越 2-4-6
あいの木保育園	塚越 7-21-8 クレド西川口 106

エバーキッズ蕨保育園	中央 1-11-7 アオイビル 1階
ひなた保育園蕨園	中央 3-5-1 中央マンション 1階
保育ルームのぞみ	中央 5-20-23 アネックスアイ 102
つかさ保育園蕨市わらび園	南町 2-21-7 メゾンカトレア 1階
保育ルーム Felice 蕨園	中央 3-19-8 2階
サンロード保育園	塚越 1-9-19
つかさ保育園蕨市わらび第二園	錦町 6-15-30 オークハイツ 1階
キッズフィールドわらび北町園	北町 1-8-5
保育ルーム Felice 蕨II園	中央 3-19-8 1階
えなぎ保育園	中央 5-9-3 蕨中央ビル 101号
こまどり保育室	南町 3-16-9
福祉・児童センター	中央 4-9-22
錦町児童館	錦町 2-15-23
北町児童館	北町 1-27-15
塚越児童館	塚越 2-11-8
南町児童館	南町 2-21-2
中央地区留守家庭児童指導室 (A館)	中央 4-9-22 福祉・児童センター内
中央地区留守家庭児童指導室 (B館)	中央 6-8-25 中央小学校内
南町地区留守家庭児童指導室 (A館)	南町 2-21-2 交流プラザさくら内
南町地区留守家庭児童指導室 (B館)	南町 2-23-19 南町コ ミュニティセンター内
南町地区留守家庭児童指導室 (C館)	南町 1-36-6 南小学校内
塚越地区留守家庭児童指導室 (A館)	塚越 3-19-13 塚越コ ミュニティセンター内
塚越地区留守家庭児童指導室 (B館)	塚越 5-7-15
錦町地区留守家庭児童指導室 (A館)	錦町 2-15-23 錦町児童館内
錦町地区留守家庭児童指導室 (B館)	錦町 5-11-30 西小学校内
中央東地区留守家庭児童指導室 (A館)	中央 7-21-5 1階
中央東地区留守家庭児童指導室 (B館)	中央 7-21-5 2階
塚越東地区留守家庭児童指導室 (A館)	塚越 2-11-8 塚越児童館内
塚越東地区留守家庭児童指導室 (B館)	塚越 3-10-36 東小学校内
北町地区留守家庭児童指導室 (A館)	北町 2-11-33 1階
北町地区留守家庭児童指導室 (B館)	北町 2-11-6 北小学校体育館内
北町地区留守家庭児童指導室 (C館)	北町 2-11-33 2階

高齢者施設

施設名	所在地
蕨サンクチュアリ	北町 5-12-5
第2蕨サンクチュアリ	北町 5-13-20
レーベンホームわらび	中央 7-37-16
いきいきタウン蕨	南町 2-32-20
グリーンビレッジ蕨	北町 5-13-6
イリーゼ戸田	錦町 4-7-4
わらび花の郷	北町 1-22-11
ライフコミュニオン蕨	北町 2-6-12
まどか蕨	南町 2-11-10
グリーンライフ蕨	塚越 1-11-4
みんなの家・蕨	錦町 6-9-23
みんなの家・蕨2	錦町 6-9-29
わらびの郷	北町 1-24-5
じゃすみん蕨	北町 5-5-12
ふれあい多居夢 蕨	中央 3-15-22
住宅型有料老人ホーム 寿楽	南町 1-11-2
ケアハウス松原	錦町 3-3-27

障害者施設

施設名	所在地
蕨市多機能型事業所スマイラ松原	錦町 3-3-27 総合社会福祉センター内
蕨市障害者福祉センタードリーマ松原	錦町 3-3-27 総合社会福祉センター内
糸ぐるま	北町 2-9-23
つむぎ	北町 2-9-23
らくらく	中央 7-21-8 ツインズわらび1階
ウーリー戸田・蕨	中央 6-15-13 ロイヤルメゾン1階
生活介護事業所さや	南町 2-21-2 交流プラザさくら 1階
相談支援センターまゆコム	南町 2-21-2 交流プラザさくら 1階
児童発達支援事業所みんそる	錦町 5-4-2
ディーキャリア蕨オフィス	中央 1-11-2 ユーハイツ1階101
パン工房いちよう	中央 4-21-3
のどか	錦町 5-9-22
紙ふうせん	錦町 3-1-5
LITALICOジュニアわらび教室	中央 1-16-38 森ビル1階
蕨地域福祉事業所 児童デイサービス「ふれんど」	錦町 4-8-31 コーポチェリー
DEKITA蕨	塚越 1-11-11
放課後等デイサービスブルースター	錦町 3-10-17 2階
ヒーローズ蕨教室	北町 2-12-9 1階
ヒーローズ蕨中央教室	中央 5-12-11
きいとすまいる	錦町 6-4-12
プロッサムワークスわらび	南町 3-5-2 ハイツ島田1階
TOKUZOジュニア蕨教室	南町 2-21-7 メゾンカトレア 103号

医療施設

医療施設名 (*印:救急指定病院)	所在地	電話番号	診療科目
錦町整形外科内科	錦町 1-10-10	229-1301	整形外科・内科・リハビリテーション科
多恵皮ふ科	錦町 1-12-1 ビバモール蕨 錦町メディカルゾーン	229-8571	皮膚科・アレルギー科
あんずスカイ内科	錦町 1-12-1 ビバモール蕨 錦町メディカルゾーン	430-7750	内科・小児科・糖尿
菊地医院	錦町 2-20-12	442-5745	内科・小児科・外科・皮膚科
田代内科	錦町 5-3-28-102	447-6222	内科・循環器内科
わたなべ整形外科	錦町 5-3-28-103	433-6500	整形外科・リハビリテーション科・リウマチ科
あそか眼科	錦町 5-3-28 202	287-8606	眼科
わらび北町病院	北町 1-24-5	431-6917	内科・消化器内科・循環器内科・内視鏡内科・胃腸科・ペイン内科・大腸肛門内科・呼吸器内科
たかくぼ内科クリニック	北町 2-9-7	432-7555	内科・リハビリテーション科・糖尿
*蕨市立病院	北町 2-12-18	432-2277	内科・小児科・外科・整形外科・眼科・耳鼻いんこう科・産婦人科
わらびひだまりクリニック	北町 3-4-28	446-7290	小児科・皮膚科・内科
シティタワーわらび皮膚科	中央 1-7-1 シティタワー蕨 101	229-1257	皮膚科・アレルギー科
よこたクリニック	中央 1-7-1 シティタワー蕨 104	420-5588	内科・胃腸内科・肛門内科
シティタワーわらびキッズクリニック	中央 1-7-1 シティタワー蕨 105	242-5885	小児科・アレルギー科
八木橋眼科医院	中央 1-8-3	431-2261	眼科
ふたばクリニック	中央 1-10-11 シャロームわらび 2F	430-0562	精神科・心療内科
埴仁クリニック蕨	中央 1-13-7	430-5771	内科・循環器科・腎臓科・血液透析内科
わらび中央内科クリニック	中央 1-17-35 クリエイトビル 1F	433-6800	内科・呼吸器科
蕨セントラル整形外科	中央 1-17-35 クリエイトビル 2F	433-2270	整形外科・リハビリテーション科
ワラビーこどもクリニック	中央 1-17-35 クリエイトビル 3F	431-1800	小児科・アレルギー科
ひかる眼科	中央 1-17-35 クリエイトビル 3F	446-0011	眼科
わらび耳鼻科	中央 1-34-2	431-7004	耳鼻いんこう科・泌尿器科
やますげ医院	中央 2-4-3	431-2739	内科・消化器科・小児科
おくだ整形外科内科	中央 3-3-15 オクダヤビル 2F	447-4332	整・内・皮・リハビリ・リウマチ
佐々木耳鼻咽喉科・眼科クリニック	中央 3-10-6	445-7347	耳鼻いんこう科・眼科
わらび整形外科	中央 3-12-15 桜橋ビル 1F	433-7121	整形外科・内科・皮膚科・形成外科・リハビリテーション科
みなと医院	中央 3-15-22	431-2411	内科・小児科・小児外科・呼吸器内科・こう門外科
斎藤クリニック	中央 3-19-14	445-5311	内科・外科・脳神経外科・整形外科・胃腸科
関根内科クリニック	中央 3-31-8 ヨウガイハイツ 101	432-9000	内科・神経内科
中村医院	中央 4-4-12	445-5450	内科・循環器科・小児科
(社)蕨戸田市医師会立 蕨休日・平日夜間急患診療所	中央 4-9-22	431-2611	内科・小児科
大内クリニック	中央 4-12-5	447-3565	耳鼻いんこう科

医療施設名 (*印:救急指定病院)	所在地	電話番号	診療科目
金子医院	中央 4-13-2	431-2071	内科・放射線科・小児科
しょう内科クリニック	中央 5-12-21	432-2418	内科・リウマチ科・アレルギー科
辻川ホームクリニック	中央 5-19-16 プレミール JIN 1F	446-6376	訪問診療 (内科・皮膚科)
飯田クリニック	南町 2-14-8	441-2730	内科・消化器内科・婦人科・ 性感染症内科・小児科
三和町診療所	南町 2-23-6	441-2701	内科・放射線科
アイケアクリニックかわぐち蕨院	塚越 1-6-14 第一商事ビル 1F	446-6629	眼科
河野整形外科	塚越 1-6-14 第一商事ビル 2F	443-7411	整形外科・リハビリテーション科
わらび駅前耳鼻咽喉科クリニック	塚越 1-6-14 第一商事ビル 2F	443-3387	耳鼻いんこう科
ももたろう腎・泌尿器科クリニック	塚越 2-6-7 1F	430-2266	泌尿器科・腎臓内科
菊池整形外科	塚越 2-6-7 1F	447-3321	整形外科
栗原内科医院	塚越 2-17-4	444-8828	内科・胃腸科・循環器科
今井病院	塚越 7-34-2	441-0750	内科・消化器科・循環器科・小児科・外科・ 整形外科・放射線科・リハビリテーション 科・人工透析内科

その他施設 (社会教育施設等)

施設名	所在地
中央公民館	中央 4-21-29
西公民館	錦町 3-3-41
南公民館	南町 2-23-19
東公民館	塚越 3-19-13
下蕨公民館	中央 7-41-1
北町公民館	北町 1-27-15
旭町公民館・文化ホールくるる	中央 1-23-8
市立図書館	南町 1-12-1
歴史民俗資料館	中央 5-17-22

その他施設 (社会体育施設)

施設名	所在地
市民体育館	北町 1-27-15
中央プール	中央 2-18-29
塚越プール	塚越 5-9-3
錦町スポーツ広場	錦町 2-6
富士見公園内野球場	錦町 2-12
塚越公園内野球場	塚越 3-19
富士見第二公園内庭球場	錦町 2-11

その他施設 (児童福祉施設)

施設名	所在地
キッズクラブ蕨中央	中央 7-14-3 1階
キッズクラブ塚越	塚越 7-21-8 クレド西川口 102
キッズクラブ北町	北町 3-3-5 ヴァンヴェール 101
キッズクラブ蕨	中央 1-11-1 2階
このみ保育所	中央 1-24-12 宅建西口ビル 3階
院内保育室キンダーガーデン	北町 2-12-18
地域子育て支援センター バンビー	南町 2-21-2
地域子育て支援センター こっこぴよ	北町 3-1-27
地域子育て支援センター きらきら・き っず	中央 6-8-17
地域子育て支援センター ほっこり〜の 蕨	塚越 5-6-35
病児保育室 にじのへや	中央 3-19-8 富双ビル 1階
わらび幼稚園ベビー保育室	南町 2-12-2

資料7-4 県内の救急医療機関一覧

(1)災害拠点病院

(令和5年10月現在)

病院名	所在地	電話番号
◎川口市立医療センター	川口市西新井宿 180	048-287-2525
○自治医科大学附属 さいたま医療センター	さいたま市大宮区天沼町 1-847	048-647-2111
◎埼玉医科大学総合医療センター	川越市鴨田 1981	049-228-3400
○北里大学メディカルセンター	北本市荒井 6-100	048-593-1212
○埼玉県済生会加須病院	加須市上高柳 1680	0480-70-0888
○深谷赤十字病院	深谷市上柴町西 5-8-1	048-571-1511
◎さいたま赤十字病院	さいたま市中央区新都心 1-5	048-852-1111
○獨協医科大学埼玉医療センター	越谷市南越谷 2-1-50	048-965-1111
○さいたま市立病院	さいたま市緑区三室 2460	048-873-4111
○防衛医科大学校病院	所沢市並木3-2	04-2995-1511
○社会福祉法人恩賜財団 埼玉県済生会川口総合病院	川口市西川口 5-11-5	048-253-1551
○埼玉医科大学国際医療センター	日高市山根 1397-1	042-984-4111
○社会医療法人壮幸会 行田総合病院	行田市持田 376	048-552-1111
○社会医療法人社団埼玉巨樹の会 新久喜総合病院	久喜市上早見 418-1	0480-26-0033
○独立行政法人国立病院機構埼玉病院	和光市諏訪 2-1	048-462-1101
○草加市立病院	草加市草加 2-21-1	048-946-2200
○埼玉医科大学病院	毛呂山町毛呂本郷 38	049-276-1111
○社会医療法人 さいたま市民医療センター	さいたま市西区島根 299-1	048-626-0011
○医療法人社団愛友会 上尾中央総合病院	上尾市柏座 1-10-10	048-773-1111
○医療法人徳洲会羽生総合病院	羽生市大字下岩瀬 446	048-562-3000
○地方独立行政法人埼玉県立病院機構 埼玉県立小児医療センター	さいたま市中央区新都心 1-2	048-601-2200
○医療法人社団東光会 戸田中央総合病院	戸田市本町 1-19-3	048-442-1111

注) 「病院名」欄の「◎」は「基幹災害拠点病院」を示し、「○」は、「地域」を示す。

(2)災害時連携病院

(令和 5 年 10 月現在)

病院名	所在地	電話番号
社会医療法人熊谷総合病院	熊谷市中西4-5-1	048-521-0065
独立行政法人国立病院機構 西埼玉中央病院	所沢市若狭2-1671	04-2948-1111
医療法人埼玉成恵会病院	東松山市石橋1721	0493-23-1221
社会医療法人入間川病院	狭山市祇園17-2	04-2958-6111
社会医療法人財団石心会埼玉石心会病院	狭山市入間川2-37-20	04-2953-6611
越谷市立病院	越谷市東越谷10-32	048-965-2221
社会医療法人ジャパンメディカル アライアンス 東埼玉総合病院	幸手市吉野517-5	0480-40-1311
医療法人社団哺育会白岡中央総合病院	白岡市小久喜938-12	0480-93-0661
医療法人社団晃悠会ふじみの救急病院	入間郡三芳町北永井997-5	049-274-7666
日本赤十字社小川赤十字病院	比企郡小川町小川1525	0493-72-2333
医療法人社団協友会 彩の国東大宮メディカルセンター	さいたま市北区土呂町1522	048-665-6111
独立行政法人地域医療機能推進機構 埼玉メディカルセンター	さいたま市浦和区北浦和4-9-3	048-832-4951
医療生協さいたま生活協同組合 埼玉協同病院	川口市木曾呂1317	0570-004-771
秩父市立病院	秩父市桜木町8-9	0494-23-0611
医療法人社団武蔵野会TMGあさか医療センター	朝霞市溝沼1340-1	048-466-2055
医療法人社団武蔵野会新座志木中央総合病院	新座市東北1-7-2	048-474-7211
医療法人社団協友会八潮中央総合病院	八潮市南川崎845	048-996-1131
医療法人徳洲会皆野病院	皆野町皆野 2031-1	0494-62-6300

(3)救命救急センター

(令和 5 年 10 月現在)

病院名	所在地	電話番号
埼玉医科大学総合医療センター 高度救命救急センター	川越市鴨田1981	049-228-3400
さいたま赤十字病院救命救急センター	さいたま市中央区新都心1-5	048-852-1111
深谷赤十字病院救命救急センター	深谷市上柴町西5-8-1	048-571-1511
防衛医科大学校病院救命救急センター	所沢市並木3-2	04-2995-1511
川口市立医療センター救命救急センター	川口市西新井宿180	048-287-2525
獨協医科大学越谷病院救命救急センター	越谷市南越谷2-1-50	048-965-1111
埼玉医科大学国際医療センター 救命救急センター	日高市山根1397-1	042-984-4111
自治医科大学附属さいたま医療センター 救命救急センター	さいたま市大宮区天沼町1-847	048-647-2111
さいたま市立病院	さいたま市緑区三室2460	048-873-4111
独立行政法人国立病院機構埼玉病院	和光市諏訪2-1	048-462-1101
埼玉県済生会加須病院	加須市上高柳 1680	0480-70-0888

資料7-5 蕨市指定文化財一覧

蕨市指定文化財一覧【指定順】

指定	種別	種類	名称	所在地	所有者	指定年月日
県	記念物	旧跡	蕨城跡	中央4-21	蕨市	昭和36年9月1日
市01	有形	歴史資料	子育地藏	北町3-2	三学院	昭和38年2月6日
市02	記念物	史跡	渋川公墓	中央2-10	宝樹院	昭和38年2月6日
市03	記念物	史跡	一本杉塚	北町1-20	蕨市	昭和42年5月4日
市04	有形	工芸品	長泉院梵鐘	中央5-13	長泉院	昭和44年3月20日
市05	記念物	史跡	蕨本陣跡	中央5-17	個人	昭和44年3月20日
市06	有形	歴史資料	双子織縞帳	個人	個人	昭和49年2月20日
市07	記念物	史跡	高橋新五郎遺跡	塚越3-2	個人	昭和49年4月22日
市08	有形	歴史資料	庚申塔（寛政4年銘）	個人	個人	昭和60年1月17日
市09	有形	歴史資料	庚申塔（寛文10年銘）	錦町6-5	堂山(三学院)	昭和60年1月17日
市10	有形	歴史資料	阿弥陀一尊画像板碑	北町3-2	三学院	昭和60年9月3日
市11	有形	歴史資料	和楽備神社水盤	中央4-20	和楽備神社	昭和60年9月3日
市12	有形	彫刻	和楽備神社木造僧形八幡立像	中央4-20	和楽備神社	昭和60年9月3日
市13	有形	彫刻	和楽備神社宝篋印塔	中央4-20	和楽備神社	昭和60年9月3日
市15	有形	歴史資料	三学院六地藏石仏	北町3-2	三学院	昭和61年4月15日
市16	有形	彫刻	三学院寛政9年銘宝篋印塔	北町3-2	三学院	昭和61年4月15日
市17	有形	歴史資料	三学院梵字馬頭観音塔	北町3-2	三学院	昭和61年4月15日
市18	有形	彫刻	和楽備神社木造八幡騎馬像	中央4-20	和楽備神社	昭和61年4月15日
市19	有形	歴史資料	塚越稻荷社猿田彦大神碑	塚越3-2	塚越稻荷社	昭和61年4月15日
市20	有形	歴史資料	三学院万治元年銘地藏石仏	北町3-2	三学院	昭和61年9月29日
市21	有形	彫刻	三学院宝永2年宝篋印塔	北町3-2	三学院	昭和61年9月29日
市22	有形	工芸品	本法院元禄2年銘板法華曼荼羅	錦町5-13	本法院	平成6年3月31日
市23	有形	工芸品	本法院銅造磬	錦町5-13	本法院	平成6年3月31日
市24	有形	彫刻	塚越天神社木造天神座像	塚越3-2	塚越稻荷社	平成6年3月31日
市25	有形	建造物	塚越稻荷社末社天満宮本殿	塚越3-2	塚越稻荷社	平成6年3月31日
市26	有形	彫刻	木造十一面観音菩薩立像	北町3-2	三学院	平成13年5月1日
市27	有形	歴史資料	徳川将軍家朱印状	北町3-2	三学院	平成13年5月1日
市28	有形	建造物	和楽備神社末社天神社本殿	中央4-20	和楽備神社	平成19年3月15日
市29	有形	建造物	和楽備神社末社稻荷社本殿	中央4-20	和楽備神社	平成19年3月15日
市30	有形	建造物	塚越稻荷社本殿	塚越3-2	塚越稻荷社	平成19年3月15日
市31	有形	歴史資料	三学院木食観正塔	北町3-2	三学院	平成19年3月15日
市32	記念物	天然記念物	三学院のフジ	北町3-2	三学院	平成19年3月15日
市33	有形	彫刻	春日神社木造三十番神立像	錦町5-13	春日神社	平成21年2月12日
市34	有形	歴史資料	機神社神像 付 幣帛	塚越3-2	塚越稻荷社	平成23年3月24日
市35	有形	歴史資料	機織図絵馬	中央5-17	蕨市	平成26年12月19日
市36	有形	彫刻	木造阿弥陀如来坐像	北町3-2	三学院	平成28年2月9日
市37	有形	歴史資料	蕨宿岡田本陣家資料群	中央5-17	蕨市	平成31年2月19日
市38	有形	歴史資料	政房入道善休日記・家統善休昔物語	個人	個人	平成31年2月19日
市39	有形	彫刻	定正寺木造聖観音菩薩立像	塚越3-2	塚越稻荷社	平成31年2月19日
市40	有形	歴史資料	機神社参拝絵馬	塚越3-2	塚越稻荷社	平成31年2月19日

指定	種別	種類	名称	所在地	所有者	指定年月日
市41	有形	歴史資料	石川直中墓碑及び墓碑建設寄附 連名碑 中山保治頌徳碑	北町3-2	三学院	令和1年12月20日
市42	有形	歴史資料	所持田畑小作入附 万歳帳	個人	個人	令和1年12月20日
市43	有形	絵画	紙本著色釈迦涅槃図	北町3-2	三学院	令和2年12月18日
市44	有形	絵画	紙本著色地獄変相図	北町3-2	三学院	令和2年12月18日
市45	有形	典籍	宋版大般若波羅蜜多經	北町3-2	三学院	令和2年12月18日
市46	有形	民俗	元禄十年銘銅板向い、狐絵馬	錦町3-2	神習教光徳支教会	令和4年12月20日

資料7-6 危険物取扱等事業所一覧

(令和5年10月現在)

事業所名	所在地	区分	第4類 特殊 引火物	第4類 第1石油類 (非水溶性)	第4類 第1石油類 (水溶性)	第4類 アルコール類	第4類 第2石油類 (非水溶性)	第4類 第2石油類 (水溶性)	第4類 第3石油類 (非水溶性)	第4類 第3石油類 (水溶性)	第4類 第4石油類	第4類 動植物 油類	倍数
(株)原自動車工業	塚越 5-33-4	屋内貯蔵所		440									2.2
(株)東屋	錦町 1-1-13	屋内貯蔵所		5,000		2,000		20,000	50		150		40.05
東日本旅客鉄道 蕨保線技術センター	中央 1-17-5	屋内貯蔵所		280	10		1,360		240		2,100		3.26
(株)イシエエネルギー アイステージ西川口営業所	塚越 7-14-1	給油取扱所		48,000			20,000		2,000				261.0
マルネン(株) マルネンわらびSS	北町 1-25-5	給油取扱所		50,000			20,000		2,000		600		271.1
リンテック(株)	錦町 5-14-42	屋内貯蔵所	100	17,359	1,600	1,000	3,000	250	2,000	1,000	1,800	200	99.99
(株)サイユ	錦町 3-7-21	屋内貯蔵所		1,000			10,000		6,000				18.0
		屋内貯蔵所					2,600		2,000				3.6
鎌倉光機(株)	塚越 3-6-12	屋内貯蔵所	60	50		500							2.7
鎌倉光機(株)	錦町 1-15-29	屋内貯蔵所	40	620		160	520		220	80	250		4.99
(株)千歳商会	中央 2-1-31	給油取扱所		28,500			19,000		2,000				162.5
ヤマヒロ(株) セルフ蕨SS	中央 5-20-17	給油取扱所		48,000			28,000		2,000				269.0
埼玉県立 蕨高等学校	北町 5-3-8	地下タンク 貯蔵所					5,000						5.0
(株)昭工舎 蕨工場	北町 5-2-8	屋内貯蔵所		900		100	250						5.0
大日本印刷(株)	錦町 4-5-1	屋内貯蔵所		366	922	1,408	14,844	340	40	666	1,670		23.13
蕨市立 塚越ポンプ場	塚越 5-25-3	地下タンク 貯蔵所							10,000				5.0
		地下タンク 貯蔵所							6,000				3.0
(有)渡辺商事	錦町 6-14-12	一般取扱所					6,000		8,000				10.0
		地下タンク 貯蔵所					40,000		40,000				60.0
(有)南雲燃料店	塚越 3-1-3	地下タンク 貯蔵所					5,700						5.7
蕨市立 南町ポンプ場	南町 4-24-8	一般取扱所							3,510				1.76
		地下タンク 貯蔵所							15,000				7.5
日本アンテナ(株) 蕨工場	北町 4-7-4	屋内貯蔵所		360			400		200				2.3
(有)本多米店	中央 4-22-19	屋内貯蔵所					2,450						2.45
日本郵便(株) 蕨支店	中央 5-8-21	地下タンク 貯蔵所							4,000				2.0
蕨警察署	錦町 1-12-21	地下タンク 貯蔵所					6,000						6.0
中央浄水場	中央 2-10-6	地下タンク 貯蔵所					5,000						5.0
塚越浄水場	塚越 5-3-16	地下タンク 貯蔵所					4,000						4.0
スパ・ビバホーム 蕨錦町店	錦町 1-12-1	屋内貯蔵所		1,200	60	100	2,750	50	870	30	2,150		9.98
鎌倉光機(株) 蕨錦町新工場	錦町 1-15-17	屋内貯蔵所	40	280		450	100		120	200	400		3.6
蕨市役所	中央 5-14-15	地下タンク 貯蔵所					5,000						5.0
		一般取扱所					1,788						1.79

資料7-7 蕨市受援計画

蕨市受援計画

令和6年3月

蕨市

第1章 計画の目的と位置づけ

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）、外部からの応援を迅速、的確に受け入れて対応することが必要不可欠である。

このため、本市における応援職員等を迅速、的確に受け入れて情報共有や各種調整を行うための体制と受援対象業務を明らかにした「蕨市受援計画」（以下「本計画」という。）を策定する。

なお、本計画は蕨市地域防災計画の下位計画として位置づけ、蕨市業務継続計画を補完するものとして策定する。

第2章 受援体制の整備

本市における人的資源の受援担当者、各業務の受援担当者及び県の体制については、下表のとおり。

蕨市の各受援担当者

分類	(班名) 業務名	区分	担当部署
人的資源の受援	(人事班) 人的資源の受援	責任者	人事課長
		受援担当者	人事課員
各業務の受援	(統括班) 災害マネジメント	責任者	安全安心課長
		受援担当者	防災危機管理係員
	(用度班) 物的資源の受援	責任者	庶務課長
		受援担当者	庶務課員
	(収容班) 避難所の把握及び収容	責任者	福祉総務課長
		受援担当者	福祉総務課員
	(調査班) 住家被害認定調査	責任者	税務課長
		受援担当者	税務課員

県の連絡窓口

分類	担当部署	連絡先
県	統括部 市町村班	048-830-8181
	川口支部 南部地域振興センター	048-256-1110

第3章 災害時の応援職員等の受入れ

第1節 受援担当者の役割

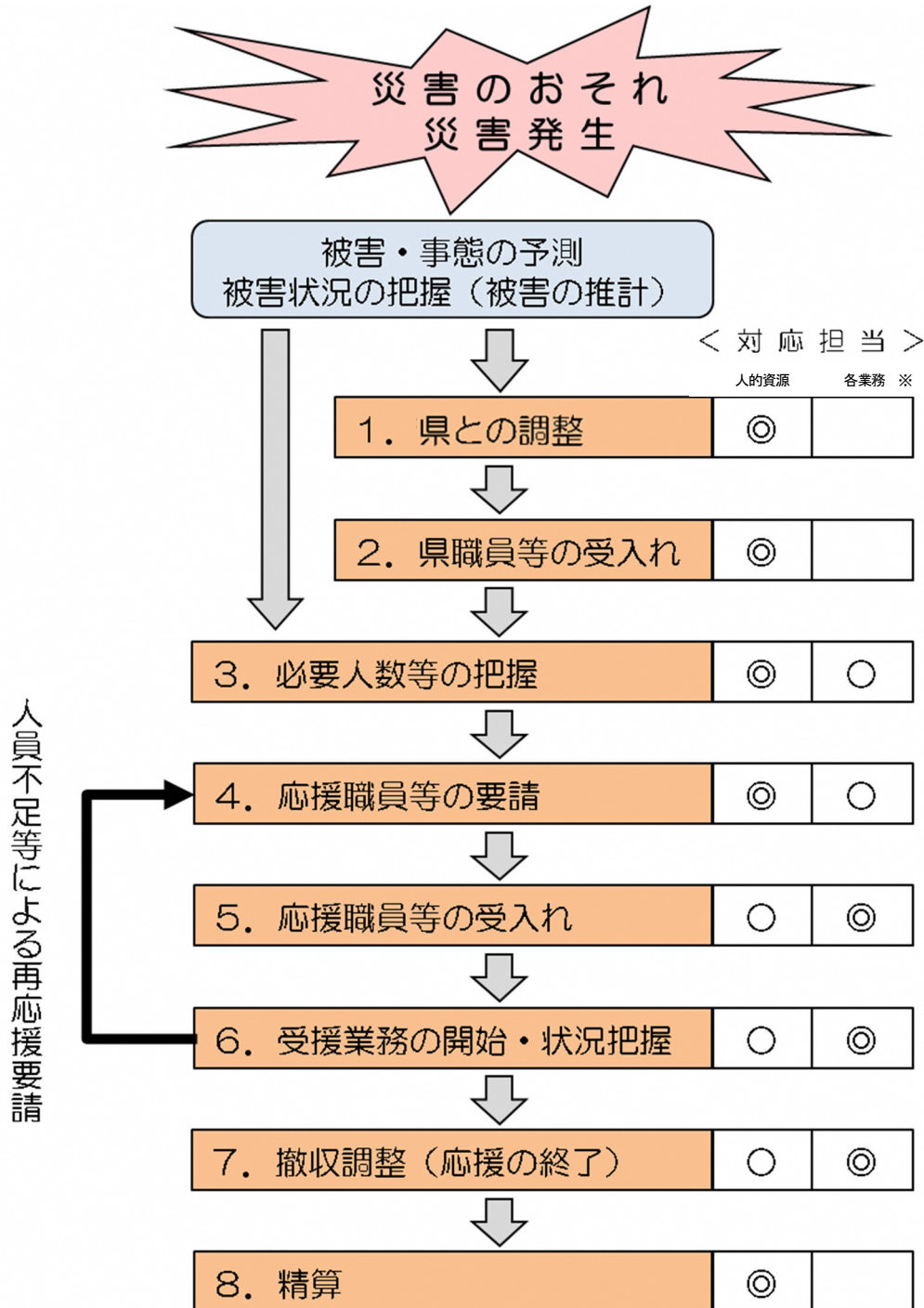
人的資源の受援担当者及び各業務の受援担当者それぞれの主な役割は下表のとおり。

各受援担当者の主な役割

	主な役割
人的資源の 受援担当者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県や応援職員等派遣機関との応援職員等の受入れ調整に関すること ・ 各業務の受援担当者との応援職員等の受入れ調整に関すること ・ 各業務の人的応援の取りまとめに関すること ・ 受援に関する庁内全体の調整会議の運営に関すること
各業務の 受援担当者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人的資源の受援担当者との応援職員等の受入れ調整に関すること ・ 各業務における応援職員等の受入れに関すること（状況把握、サポート等）

第2節 応援職員等の受入れに関する基本的な流れ

本市における、災害時の応援職員等の受入れの基本的な流れを下記に示す。また、各業務の主な内容を次ページ以降に示す。



※ 人的資源：人的資源の受援担当者 各業務：各業務の受援担当者

1. 県との調整【人的資源】

- 人的資源の受援担当者は、災害発生のおそれのある段階における被害・事態の予測や、災害発生時における被災状況や職員の参集状況などを踏まえ、県（派遣されているリエゾンも含む）に対し、応援の必要性を伝え、必要となる応援の内容と応援規模等を相談する。
- 応援職員等の要請や災害マネジメントについて不安のある場合は、県と調整の上、それらに関して知見のある県職員や応急対策職員派遣制度による総括支援チームの派遣を要請する。

※県は、受援ニーズの把握や災害マネジメント支援のため、以下のとおり県職員等を派遣する。

①市町村情報連絡員（係）

市町村情報連絡員（係）は、震度6弱以上の地震が起きた場合等に、被災市町村に派遣され、被害状況や受援ニーズに関する情報収集を行う。

休日・夜間は、市町村庁舎の近隣に居住するあらかじめ指定された職員が市町村情報連絡員として派遣される。平日勤務時間内は県支部職員が市町村情報連絡係として派遣される。

②彩の国災害派遣チーム先遣隊

「埼玉県・市町村被災者安心支援制度」に基づき派遣される「彩の国災害派遣チーム」の第一隊。

（彩の国災害派遣チームの詳細については第4章第1節「彩の国災害派遣チームの概要」を参照）

先遣隊は被災状況や受援ニーズの把握を行う。

③彩の国災害マネジメント支援員

災害マネジメント支援員は、被災市町村の要請に基づき派遣され、首長への助言や幹部職員との調整等を通じて、災害対応のノウハウの助言や推進体制の整備などの管理マネジメントに関する助言、関係機関との連絡調整などにより災害マネジメントを支援する。

候補者は、県地域振興センター地域防災幹や、市町村に役付きで派遣された経験を有する者など。

2. 県職員等の受入れ【人的資源】

- 人的資源の受援担当者は、県職員等の受入れにあたって必要となる執務スペースを確保し、受入れ環境を準備する。

3. 必要人数等の把握【人的資源（各業務）】

- 人的資源の受援担当者は、必要に応じて県職員等の助言等を受けながら、各業務の受援担当者に対し、応援側に求める業務内容等と必要人数（正確な値を求めることが困難な場合は、その時点で必要と考えられる大まかな人数）を整理するよう依頼する。
- 各業務の受援担当者は、庁内で動員できる職員等も考慮して必要な応援人数を見積もる。

4. 応援職員等の要請【人的資源（各業務）】

- 人的資源の受援担当者は、各業務の受援担当者に応援が必要な業務内容と人数等を確認する。
- 人的資源の受援担当者は、応援が必要な業務内容等と人数を取りまとめ、市長の承認のもと、県や協定締結団体等に応援職員等の派遣を要請する。なお、あらかじめ定められたルール等に基づき各業務の受援担当者が要請を行う場合には、人的資源の受援担当者と情報共有する。

5. 応援職員等の受入れ【各業務（人的資源）】

- 各業務の受援担当者は、応援職員等が円滑に活動できるよう執務スペース、資機材等や被災地の地図、各種マニュアル等を準備する。
- 各業務の受援担当者は、応援職員等を受け入れる際には人的資源の受援担当者と情報共有する。
- 応援職員等が到着した際、最初の打ち合わせにおいて、被災地の状況や業務内容等を説明（※）する。

〔※ 説明事項の例
①現在の状況 ②関係者のリストや連絡先 ③執務場所、休憩場所 ④必要な資源の確保方法
⑤働く期間・一日のスケジュール ⑥想定される危険や安全確保方法 ⑦業務の「内容」（何をするのか）、「目的」（なぜ、それをするのか）、「ゴール」（業務終了時、どのようになっているか） 等〕

6. 受援業務の開始・状況把握【各業務（人的資源）】

- 各業務の受援担当者は、応援職員等と業務を始めるにあたり、業務を円滑に進めるため、業務の実施方針や見通しについて調整を行う機会を設けるなど状況認識の統一を図るよう努める。
- 各業務の受援担当者は、応援職員等と定期的に打ち合わせを行い、市町村の災害対策本部における方針や指示を伝え情報共有を図るとともに、応援職員等による活動状況などを確認し、必要に応じて改善に努める。
- 人的資源の受援担当者は、応援職員等の代表者等が市町村の災害対応全般について把握する機会として、災害対策本部会議への出席を依頼する。

7. 撤収調整（応援の終了）【各業務（人的資源）】

- 各業務の受援担当者は、受援業務の進捗状況を踏まえて、応援の終了時期を検討した上で、応援職員等と協議し相互の了解のもとで応援の終了時期を決定する。応援の終了を決定する場合は、人的資源の受援担当者との情報共有する。

8. 精算【人的資源】

- 県や応援職員等派遣機関と調整の上、実費弁償の手続きを行う。

第4章 県への職員派遣要請について

第1節 彩の国災害派遣チームの概要

被災市町村のみでは十分かつ迅速に救助、応急対策及び復旧対策を実施することが困難な場合、「埼玉県・市町村被災者安心支援に関する基本協定」及び「埼玉県・市町村人的相互応援に関する要綱」に基づき、県及び県内市町村が人的相互応援を実施する。

応援の際には、県・市町村合同で「彩の国災害派遣チーム」が編成される。

※国や関係機関によりルールのある職種の派遣や、3か月程度以上の中・長期間の派遣は彩の国災害派遣チームの対象外。

項目		職種、業務内容	災害派遣チーム
短期派遣	国や関係団体によるルールのある職種	DMAT、DPAT、給水車・水道・下水道施設要員、保健師、看護師、管理栄養士、被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士、農地・農業用施設復旧要員、土木技術職員など	原則、対象としない
	その他の職種	災害対策本部事務局運営、避難所運営、物資搬出入、住家被害認定、罹災証明書交付、生活再建各種相談、ボランティア受付支援など	対象とする
中・長期派遣		—	原則、対象としない

彩の国災害派遣チームの役割分担は以下のとおり。

No	隊名	1隊人数	主な活動場所	業務内容
①	リーダー	1人	市町村庁舎	派遣チームの統括
②	サブリーダー	1人	市町村庁舎	リーダーの補佐、不在時の代理
③	現地受援隊 ※④から⑩のニーズが不明な段階は、「先遣隊」の名称とする。	4人	市町村庁舎	災害対策本部がある庁舎で、受援市町村や県受援支部との連絡調整を行う。また、リーダーを補佐し各隊の統括や後方支援を行う。 現地受援連絡所や現地受援本部を設置した場合は、その運営員となる。
④	災対本部支援隊	4人	市町村庁舎	災害対策本部事務局や防災部局で、災害対策の助言や災害情報の収集、対応等の支援を行う。
⑤	避難所支援隊	4人	避難所	避難所や一時滞在施設等で運営支援を行う。
⑥	物資搬出入支援隊	4人	物資拠点	救援物資の搬出入、仕分、管理、保管等の支援を行う。
⑦	住家被害認定支援隊	4人	被災住家	住家の被害認定の支援を行う。
⑧	罹災証明支援隊	4人	市町村庁舎	罹災証明交付の支援を行う。
⑨	窓口業務支援隊	4人	市町村庁舎	各種相談、被災者生活再建支援金や県・市町村被災者生活再建支援金等の受付の支援を行う。
⑩	ボランティア支援隊	4人	ボランティアセンター	社会福祉協議会が行う災害ボランティアセンター運営の支援を行う。
⑪	その他必要な隊	4人	その他	その他の必要な支援を行う。

※人数は目安であり、業務内容に応じて増減又は第1物資搬出入支援隊、第2物資搬入支援隊のように同一隊を増強して対応する。

参考：県による彩の国災害派遣チーム派遣の流れ

1 次要請（県支部へ応援要請）

想定：局地災害

- ① 被災市町村（受援市町村）は所管の県支部（県受援支部）へ人的要請する。ただし、東京湾北部地震等の大規模地震や被災により市町村機能が低下した場合は、市町村の要請によらず、県統括部の指示で被害状況を踏まえたプッシュ型支援を行う。
- ② 県受援支部は県統括部へ報告する。県統括部は職員派遣の可否を総合的に判断し、県受援支部へ指示する。
- ③ 県受援支部は管内市町村（応援市町村）、県地域機関（県応援地域機関）へ人的要請する。
- ④ 応援市町村、県応援地域機関は受援市町村へ職員を派遣する。

2 次要請（県統括部へ応援要請）

想定：広域災害

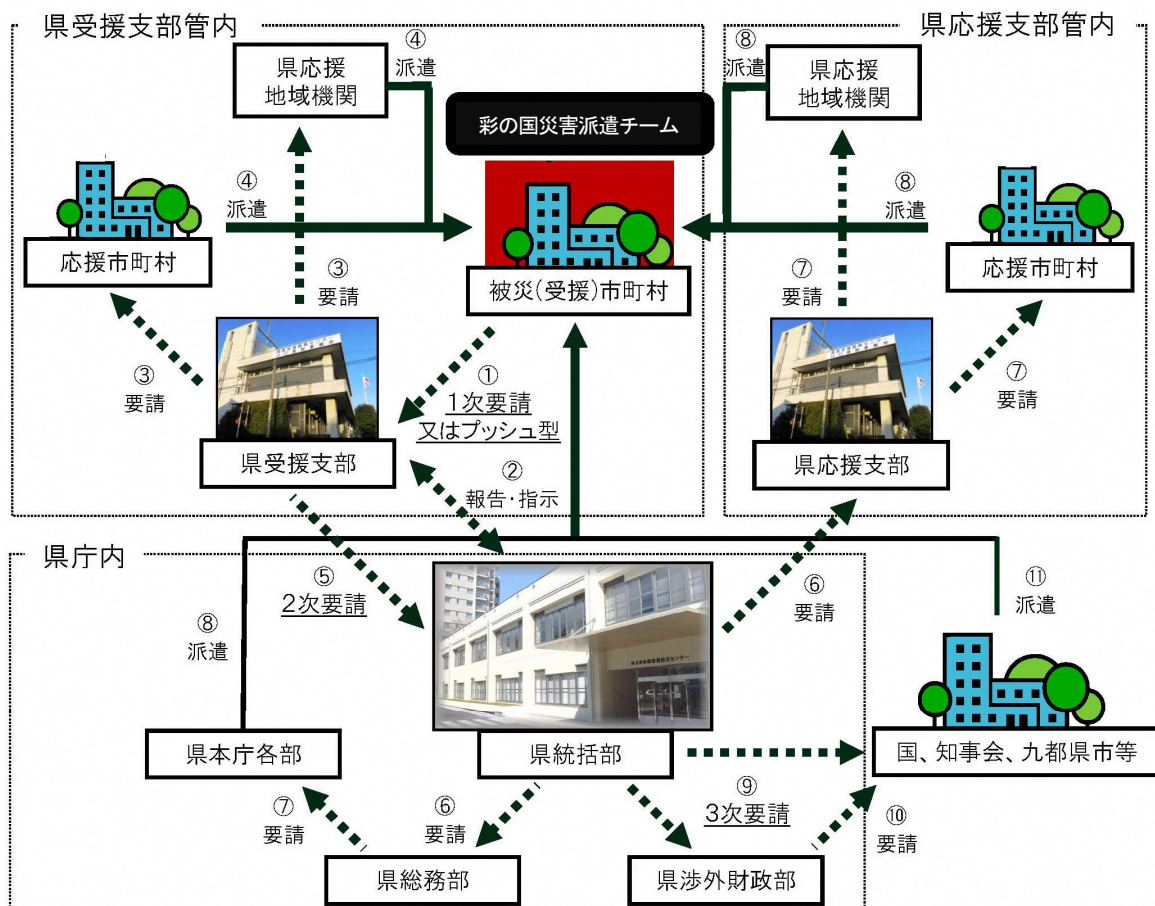
- ⑤ ④の職員派遣で不足すると県統括部が認める場合、県受援支部は県統括部へ人的要請する。
- ⑥ 県統括部は県受援支部以外の県支部（県応援支部）、県総務部へ人的要請する。
- ⑦ 県応援支部は管内市町村（応援市町村）、県地域機関（県応援地域機関）へ、県総務部は県本庁各部へ人的要請する。
- ⑧ 応援市町村、県応援地域機関、県本庁各部は受援市町村へ職員を派遣する。

3 次要請（県外へ応援要請）

想定：甚大な広域災害

- ⑨ ⑧の職員派遣で不足すると県統括部が認める場合、県統括部は県渉外財政部又は国へ人的要請する。
- ⑩ 県渉外財政部は知事会、九都県市等へ人的要請する。
- ⑪ 国、知事会、九都県市等は受援市町村へ職員を派遣する。

※ 被災で県支部機能が低下等した場合は、県統括部が県支部の全部又は一部の事務を行う。



第2節 県への職員派遣要請の流れ

十分かつ迅速に応急対策等を実施することが困難な場合、人事班は県川口支部へ職員派遣を要請する。要請にあたり、

- ・ 埼玉県・市町村人的相互応援マニュアル 様式（以下、様式）1「職員派遣要請リスト」
- ・ 埼玉県・市町村人的相互応援に関する要綱 様式第1号「埼玉県・市町村人的相互応援派遣要請依頼書」を作成する。

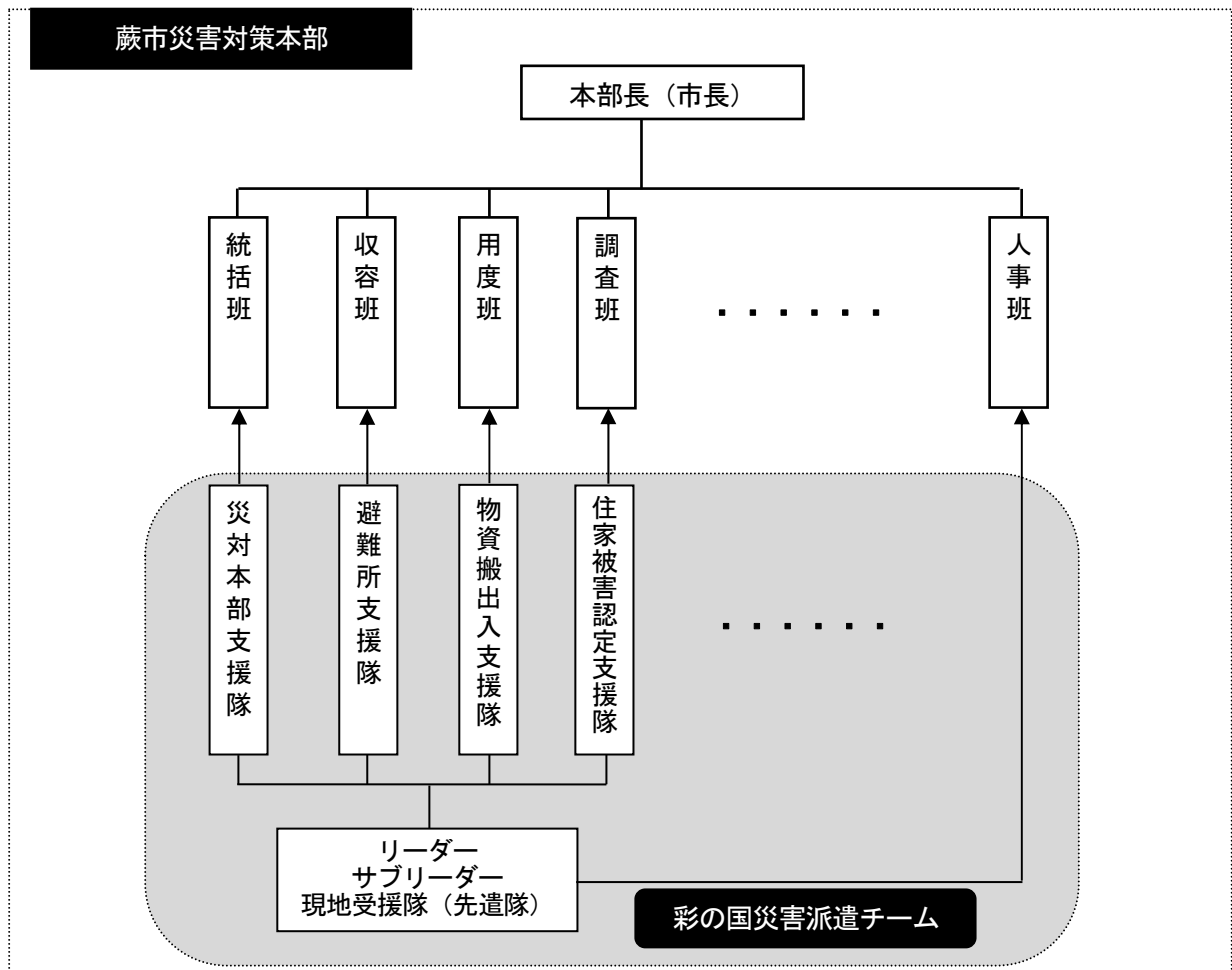
※被災により市町村機能が低下した場合は、県は市町村の要請によらず、被害状況を踏まえたプッシュ型支援を行う。その場合、職員派遣要請リストは県が作成する。

彩の国災害派遣チームの編成が決定されると、県川口支部から、

- ・ 様式4「職員派遣配分リスト」
- ・ 様式5「彩の国災害派遣チーム編成表」
- ・ 様式6「派遣指示書」

が送付されるので、隊の構成、人数を把握し、執務スペースの確保等受入れの準備を行う。

派遣チーム各隊は、活動場所への到着後、本市の各業務を担当する班の指揮下に入り支援する。リーダー、サブリーダー、現地受援隊は本市の人事班の指揮下に入りつつ、各隊と派遣元団体との後方支援等の連絡調整の間に入る。



第3節 行動計画適用による県のプッシュ型支援について

県被害想定である次の震度6弱以上の地震が発生した場合は、県は様式8のとおり定めている行動計画を適用し、プッシュ型支援として派遣の実施を開始する。

㊦東京湾北部地震、㊧茨城県南部地震、㊨元禄型関東地震、㊩立川断層帯地震
本市における被害が少なく職員派遣が不要な場合、県へその旨連絡する。

行動計画が適用される場合、県により彩の国災害派遣チームの編成が決定される。
以降の流れは「第2節 県への職員派遣要請の流れ」と同様。

第4節 応急対策職員派遣制度について

本市から県へ人的応援を要請し、県が県内自治体の相互応援だけでは、被災市町村において完結して災害対応業務を実施することが困難であると判断した場合、総務省の「応急対策職員派遣制度」に基づき、県外自治体による応援職員の派遣を要請する。

応援職員の派遣は、目的により以下の2チームに分けられる。

①避難所の運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援（対口支援チーム）

- ・被災市区町村ごとに都道府県又は指定都市を原則として1対1で割り当てる「対口支援（カウンターパート）方式」により災害対応業務の支援を行う。
- ・第1段階支援においては、被災地域ブロック（関東ブロックは東京都、群馬県、栃木県、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県、長野県）内の都道府県（管内市町村含む）、又は指定都市が対口支援団体となり応援職員を派遣する。
- ・第1段階支援だけでは対応が困難な場合、第2段階支援として全国の地方公共団体による応援職員の派遣が行われる。

②被災市区町村が行う災害マネジメントの支援（総括支援チーム）

- ・総務省の名簿に登録された「災害マネジメント総括支援員」及びその補助である「災害マネジメント支援員」等で構成する「総括支援チーム」を被災市区町村に派遣し、首長への助言や幹部職員との調整を行う。
- ・被災市区町村は、自ら行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、対口支援団体の決定前においては県を通じて被災市区町村応援職員確保調整本部に、対口支援団体の決定後においては対口支援団体に対し総括支援チームの派遣を要請する。

用語集

あ行

用語	意味	ページ
I o T	Internet of Things の略。情報通信技術の概念を指す言葉で、「モノのインターネット」を意味する。	総-5
荒川左岸水害予防組合	荒川の氾濫を警戒し、これによる被害を未然に防止することを目的とした蕨市、川口市、戸田市の3市で構成される水防組織。	風-19・43・96・108・109
RC 配水池	コンクリート及び鉄筋を主材料とする構造形式の配水池のこと。地形や規模に対し、地上式や地下式、半地下等での柔軟な対応が可能であり、配水池の形式として実績が最も多い、	震-15
雨水浸透ます	普通の雨水ますと違って、底と壁面に穴が開いており、雨水を地中に浸透させる構造を有するます。ますに集めた雨の一部が地中にしみ込むことによって、全ての雨水が一度に川に流れ込まず、しみ込んだ雨水は、地下水や湧水となってゆっくりと川に到達させることにより、浸水被害を軽減させる効果がある。	風-8
A I	artificial intelligence の略。人工知能。 「『計算 (computation) 』という概念と『コンピュータ (computer) 』という道具を用いて『知能』を研究する計算機科学 (computer science) の一分野」を指す語。	総-5

か行

用語	意味	ページ
帰宅支援ステーション	企業が行政と「災害時における帰宅困難者支援に関する協定」を締結し、この協定に基づき支援活動を行う拠点として設置される施設。	総-11
基盤的防災情報流通ネット（SIP4D）	災害対応に必要とされる情報を多様な情報源から収集し、利用しやすい形式に変換して迅速に配信する機能を備えた、組織を越えた防災情報の相互流通を担う基盤的ネットワークシステム。	総-5、震-105、 風-86
緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）	大規模な自然災害等に際して、被災自治体が行う被災状況の迅速な把握、被害の拡大や二次災害の防止、被災地の早期復旧等に対する技術的な支援を実施する国土交通省の組織。	総-8、震-49、 風-38
クラウドコンピューティング技術	クラウド環境（インターネット環境）でコンピューティングサービス（サーバー、ストレージ、ネットワーク、データベース、ソフトウェアなど）を利用する技術。	総-5
警察庁の災害対応指揮支援チーム（D-SUT）	国内において大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、被災地を管轄する都道府県警察に派遣され、都道府県警察本部長等が行う災害警備活動の指揮等に関する助言を行うほか、被災地警察と警察庁災害警備本部等との連携並びに広域緊急援助隊及び広域警察航空隊の活動を強化することを任務とするチーム。	震-49、風-38
広域災害救急医療情報システム（EMIS）	災害発生時に被災地内、被災地外における医療機関の稼動状況等、災害医療に関わる情報を収集・提供し、被災地域での迅速かつ適切な医療・救護活動を支援することを目的としたシステム。	震-34・130・132、 風-24・114・116、 複-11・12

さ行

用語	意味	ページ
災害オペレーション支援システム	埼玉県が平成28年3月から導入した防災情報システム。災害時の情報の入力、収集、表示、発信等の機能を有する。インターネット回線を使用しているため、スマートフォン、タブレット等、インターネットに接続できれば操作が可能であり、災害現場等から全ての操作が可能である。	震-30・105・109、 風-22・86・97・ 100・101、複-25
災害ケースマネジメント	一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組。	震-66、風-53、 複-20
災害時医療調整員（災害医療コーディネーター）	災害時に、地方自治体が保健医療活動の総合調整等を適切かつ円滑に行えるよう、保健医療調整本部並びに保健所及び市町村における保健医療活動の調整等を担う本部において、被災地の保健医療ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行うことを目的として、都道府県により任命される者。	震-129、風-113
災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）	二次的な健康被害の最小化に努めることを目的とし、急性期～亜急性期（発災から数週間程度）に活動する専門的な研修・訓練を受けた職員により構成されたチーム。被災地の保健医療調整本部・保健所が行っている指揮調整機能を支援する。	震-49、風-38
災害時情報集約支援チーム（ISUT）	大規模災害時に被災情報等のあらゆる災害情報を集約・地図化・提供して、自治体等の災害対応を支援する現地派遣チーム。	震-49、風-38
災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）	総務省、総合通信局及び沖縄総合通信事務所から選定された職員を構成員とし、大規模災害が発生し又は発生するおそれがある場合に、被災地の地方公共団体に派遣され、情報通信サービスに関する被災状況の把握、関係行政機関・事業者等との連絡調整を行うほか、地方公共団体に対する技術的助言や移動電源車の貸与等の支援を行うチーム。	震-49、風-38
災害対応資源	本市域に属し、災害対応のために活用できる人や組織（行政・警察・消防など防災関係機関）、施設、備蓄、資機材などの地域資源のことを指す。	複-3・4・5
災害派遣福祉チーム（DWAT）	避難所等で福祉サービスの提供や連絡調整を行うため派遣される福祉の専門職からなるチーム。	震-49、風-38

用語	意味	ページ
埼玉県自主防災組織リーダー養成指導員	埼玉県が推進する自助と共助の取組の一環で、自主防災組織のリーダーを養成するため、指導員として名簿に登録された者は、自主防災組織リーダー養成講座、ヤングリーダー養成講座、自主防災組織等が実施する研修等の講師として派遣される。	震-51、風-40
埼玉県特別機動援助隊 (埼玉SMART)	近年国内で発生している地震による建物崩壊や列車脱線事故などを教訓として、県内において同様の災害が発生した場合に迅速に対応するために平成18年に創設された組織で、消防機関、埼玉県防災航空隊、災害派遣医療チームの埼玉DMAT（ディーマット）から編成される。	震-128、風-112、 事-13
事業継続計画（BCP）	business continuity planning の略。災害などの緊急事態が発生したときに、企業が損害を最小限に抑え、事業の継続や復旧を図るための計画は事業継続計画と呼ばれる。一方、地方公共団体が被害を最小限に抑え、業務の継続や復旧を図るための計画は、業務継続計画と呼ばれる。	総-11
市町村情報連絡員	災害発生の初動時において、市町村へ入ってくる被害情報の収集及び県への報告を行う者。勤務時間外の災害時に県内市町村庁舎の近隣に居住する県職員を中心にあらかじめ1市町村につき概ね3人派遣される。	震-105、風-86
市町村情報連絡係	災害発生の初動時において、市町村へ入ってくる被害情報の収集及び県への報告を行う者。勤務時間内の災害時に埼玉県の各支部から管内の市町村に派遣される。	震-105、風-86
正常性バイアス	社会心理学、災害心理学などで使用されている心理学用語で、正常化の偏見、正常への偏向、日常性バイアスとも呼ばれる。 多少の異常事態が起こっても、それを正常の範囲内としてとらえ、心を平静に保とうとする働きのこと。	震-54
全国瞬時警報システム (J-ALERT)	弾道ミサイル情報、緊急地震速報、大津波警報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を携帯電話等に配信される緊急速報メール、市町村防災行政無線等により、国から住民まで瞬時に伝達するシステムのこと。	震-30・31・71・ 105、風-21、 複-25・26

た行

用語	意味	ページ
竜巻発生確度ナウキャスト	気象庁が竜巻の発生確度を 10km 格子単位で解析し、その 1 時間後（10～60 分先）までの予測を行うもので、10 分ごとに情報を更新して提供している。	風-10・90・91
DMAT	災害派遣医療チーム。大規模災害時に被災者の生命を守るため、被災地に迅速に駆けつけ、救急治療を行うための専門的な訓練を受けた医療チーム。	震-32・49・94、 風-38・75
DPAT	災害派遣精神医療チーム。自然災害や航空機・列車事故、犯罪事件などの集団災害の後、被災地域に入り、精神科医療及び精神保健活動の支援を行う専門的なチーム。	震-49・94・161、 風-38・75・142

な行

用語	意味	ページ
日本医師会災害医療チーム（JMAT）	被災者の生命及び健康を守り、被災地の公衆衛生を回復し、地域医療や地域包括ケアシステムの再生・復興を支援することを目的とする日本医師会が組織する災害医療チーム。	震-49、風-38

は行

用語	意味	ページ
被災建築物応急危険度判定士	地震により被災した建築物の余震等による倒壊及び部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、建築物の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険度の判定、表示等を行う業務に従事する者。 埼玉県被災建築物応急危険度判定士認定要綱に基づき知事の認定を受けた者又は埼玉県以外の都道府県の知事、独立行政法人都市再生機構若しくは全国被災建築物応急危険度判定協議会が認める者の代表者が定める者をいう。	震-46・68・94・96・153、風-75
被災宅地危険度判定士	被災地の区市町村又は都道府県の要請に応じ、被災した宅地の危険度を判定する技術者。被災宅地危険度判定士養成講習会を受講して資格を取得する必要がある。	震-153
PC 配水池	プレストレストコンクリートと呼ばれる圧縮力を与えた特殊な構造をもつコンクリート製のタンクの配水池のこと。	震-15
不等沈下	軟弱な地盤の上に建物を建てたとき、建物の重みで地中の水分が横に逃げ、水分の失われた体積の分だけ地盤が沈下し、徐々に建物が傾いていく現象のこと。	震-16
ペット同行避難ガイドライン	埼玉県が発行しているガイドライン。災害発生時に飼い主が飼養しているペットを同行して避難することに関する平常時からの準備や災害時の対応について解説している。一般飼い主用と市町村・避難所管理者向け（避難所運営編）に作成されている。	震-49・145、 風-38・129

